平成２４年度　調査事業

アセアン・シングルウィンドウ（ＡＳＷ）構築計画に関する調査報告書

平成２４年１０月

財団法人　　日本貿易関係手続簡易化協会

目次

1　事業の概要 6
1.1　背景 6
1.2　調査目的 8
1.3　調査方法 8
1.4　調査期間 9
2　アセアン　シングル・ウィンドウ　（ＡＳＷ） 10
2.1　ＡＳＷ の経緯および向後の予定 10
2.2　「ASEAN 共同体」構想におけるＡＳＷ の位置づけ 11
2.3　ＡＳＷ および ＮＳＷ の定義 12
2.4　ＡＳＷ および ＮＳＷ の目的 13
2.5　ＡＳＷ の推進体制 14
2.5.1　運営委員会(Steering Committee) 14
2.5.2　技術部会（Working Group on Technical Matters） 14
2.5.3　法制部会（Working Group on Legal & Regulatory Matters） 15
2.6　ＡＳＷが必要とする要件とこれに適応するモデル 15
2.6.1　ＡＳＷの定義に即したシステムモデルの要件 15
2.6.2　分散型モデル（Federated Single Window Model） 15
2.6.3　ＡＳＷのモデル策定までの経緯と向後の予定 19
2.7　ＡＳＷ が扱うコンテンツ 21
2.7.1　ＡＳＷに使用されるデータの区分 21
2.7.2　ＡＳＷが提供する文書定型データ項目仕様セット・テンプレート 21
2.7.3　ＡＳＷ の国際商取引用電子文書（Ｂ－Ｂ）への対応 23
2.8　ＡＳＷの法的枠組み 26
2.8.1　ＡＳＷ取扱文書が貿易手続き関連文書に限定される場合 26
2.8.2　貿易業務に必要な文書を、本来の目的に沿って取扱う場合 26
2.8.3　ＡＳＷ　ＬＦＡ（Legal Framework Agreement） 27
2.9　ＡＳＷ のフル稼働とは何を意味するか。 28
2.10　ＡＳＷ の実効面における問題点 28
3　ナショナル　シングル・ウィンドウ　（ＮＳＷ） 30
3.1　各国の人口・経済規模と ASEAN の輸出入相手国 30
3.2　ＮＳＷの要件 31
3.3　シンガポールのＮＳＷ 32
3.3.1　概要 32
3.3.2　電子文書に関わる国内法整備状況 35
3.3.3　電子署名関連 35

3.3.4　参考事項 35
3.3.5　問題点 35
3.4　マレーシアのＮＳＷ 36
3.4.1　概要 36
3.4.2　電子文書に関わる国内法整備状況 38
3.4.3　電子署名関連 38
3.4.4　参考事項 39
3.4.5　問題点 39
3.5　タイのＮＳＷ 39
3.5.1　概要 39
3.5.2　電子文書に関わる国内法の整備状況 42
3.5.3　電子署名関連 43
3.5.4　参考事項 43
3.6　インドネシアのＮＳＷ 43
3.6.1　概要 43
3.6.2　電子文書に関わる国内法の整備状況 45
3.6.3　電子署名関連 46
3.6.4　参考事項 46
3.6.5　ＩＮＳＷの構築を巡るインドネシアの事情 46
3.7　フィリピンのＮＳＷ 48
3.7.1　概要 48
3.7.2　電子文書に関わる国内法の整備状況 49
3.7.3　電子署名関連 49
3.7.4　参考情報 50
3.7.5　ＮＳＷと税関システムの二重構造　―――　問題点 50
3.8　ベトナムのＮＳＷ 53
3.8.1　概要 53
3.8.2　電子文書に関わる国内法の整備状況 54
3.8.3　電子署名関連 55
3.8.4　第三者によってフォーマット変換された電子文書の有効性 55
3.8.5　参考情報 55
3.8.6　問題点 56
3.9　ラオスのＮＳＷ 56
3.9.1　概要 56
3.9.2　参考情報 57
3.9.3　2012 年現在の ASYCUDA の運用方法 58

3.9.4　ASYCUDA World をＮＳＷにする検討 58
3.9.5　ＮＳＷの新規構築方法と問題点 58
3.10　カンボジアのＮＳＷ 59
3.10.1　概要 59
3.10.2　ASYCUDA World の現状 60
3.10.3　ASYCUDA をＮＳＷとする場合に予想される問題点 60
3.10.4　電子文書に関わる国内法の整備状況 61
3.10.5　電子署名関連 61
3.10.6　参考情報 61
3.10.7　カンボジアのＮＳＷに関わる取り組み姿勢 61
4　総括 63
５　本調査を通じた一考察 64
付記：　ASEAN 各国のヒアリング調査面談者、他関係者一覧 67
主要面談相手： 67
ご協力頂いた方： 69
調査事業実施者：　JASTPRO 日本貿易関係手続簡易化協会 69
（別添—1）　ASEAN 共通通関申告ＡＣＤＤ　４８パラメーター 70
（別添—2）　ＮＳＷ導入状況に係る一部共通指標一覧 73
資料目録 74

1　事業の概要

1.1　背景

貿易取引に係る諸手続きの複雑性と多種多様な書類の作成に伴う関係者の費用負担を軽減するため、我が国をはじめとする各国は、必要書類・取引情報（データ）の最小化を図るとともに、貿易関係手続の簡素化、効率化を図るツールとして一回のデータ入力・送信で諸手続きが完結するシングルウィンドウ（ＳＷ）の構築を推進しつつある。このＳＷは国内における貿易関係手続きの簡素化はもちろんのこと、最終的には多国間でシステムを連携させることにより関係国間における貿易取引データの交換・共有を可能とし、世界的な貿易関係手続の簡素化と国際物流の迅速化といった面で将来的にも有望なツールと認識されている。

ASEAN におけるシングルウィンドウの構築計画は、2003 年 10 月にバリ（インドネシア）で開催された第９回 ASEAN 首脳会議で「ASEAN シングルウィンドウ（ＡＳＷ）計画の検討を開始する」ことが合意されたことに始まる。

ＡＳＷ計画とは、ASEAN 加盟国内において、通関手続きを電子化し、一回の入力・送信で関係機関に対する申請・届け出を可能にするナショナルシングルウィンドウ（ＮＳＷ）を実現させるとともに、各国において実現されたＮＳＷを相互に連携させ、ASEAN 域内での通関手続きに要する必要書類の記載内容の標準化、加盟国間の技術的仕様に係る格差解消、各国税関における運営マネジメント強化を通して、ASEAN 域内共通のＳＷを実現する計画である。

ＡＳＷ 開発に係る加盟国の義務として、計画では先発加盟６カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール）は遅くとも 2008 年までに、後発加盟４カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は 2012 年までにＮＳＷの運用を開始することとされた。[1]

しかしながら、ASEAN における貿易・港湾関連ＥＤＩ（電子データ交換）システムへの取り組みは、加盟各国間において大きな格差があり、当初の目標年での達成は難しく、現状においては先発加盟６カ国が 2012 年にＡＳＷを構築し、後発加盟４カ国は 2015 年にそれぞれのＮＳＷをＡＳＷに統合することとなっている。

[1] 2005 年 12 月 9 日　ASEAN 首脳会議で合意された「Agreement to Establish and Implementation the ASEAN Single Window PART Ⅲ Article 5」

我が国は、2003～2005 年の電子政府構築計画、2007～2008 年の貿易手続改革プログラム（アジア・ゲートウェイ戦略の一環）など一連の電子化推進策に則って貿易関係手続の電子化を進めてきている。通関手続きに関しては、財団法人通関情報処理センター（現　輸出入・港湾関連情報処理センター（株）。略称「NACCS センター」）が、それぞれ独立したシステムとして稼働していた航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）と海上貨物通関情報処理システム(Sea-NACCS)を 2008 年 10 月及び 2010 年 2 月にシステムの更改及び見直しを行ったうえで Air-NACCS と Sea-NACCS を統合したのに加え、国土交通省が管理・運営する港湾 EDI システムや経済産業省が管理・運営する貿易管理オープンネットワークシステム（ＪＥＴＲＡＳ）などの関係省庁システムをも統合した。また、同時に民間の利用者も、従来の税関・通関業者・銀行・船会社等に加え、輸出入業者・海貨業者も参加できることとし、そのために、船積指図など新たに必要となる文書のテンプレートも提供することとなった。このようにして NACCS システムは、関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理する“次世代シングルウィンドウ”として稼働を開始している。

また、「貿易手続き改革プログラム」（平成 20 年 8 月改定）においては、「次世代シングルウィンドウの国際的なシステム連携について、明確な目標を定め、その実現に向けて交渉を開始する。」とされている。

これに基づき、上記 2008 年 10 月のシステム更改に併せ国際連携システムを構築、海外組織との間での貿易関連データ送受信を可能にする新たな機能を NACCS システムに追加した。この機能を利用して 2009～2010 年にはマレーシアから特定原産地証明を電子データとして受取る実証実験が行われた。また、NACCS に新たに参加した輸出入業者は主としてこの国際連携システムを、国内において NACCS とのデータ送受信の窓口として使用しており、NACCS との連携方法が従来より多様化する結果ともなった。

同じく国際的なシステム連携という目標達成のためベトナムの NACCS 導入に関する日・ベトナム関税当局での合意がなされ、NACCS の技術・特長を活かした協力をアジアで展開するとともに、開発が進められているＡＳＷをはじめとする各国のネットワークシステムとの連携強化を図っていくこととしている。

1.2　調査目的

世界での地域的なＳＷの構築計画は、欧米を始め ASEAN 以外でも進展する中、我が国は、ASEAN との間で、日・アセアン包括的経済連携協定（ＡＪＣＥＰ）をはじめ、以下のような経済連携協定（ＥＰＡ）を締結・発効しており、今後、ASEAN との間で輸出入手続きの簡素化が図られることによって輸出入取引の更なる増大が期待されている。[2]

日本・シンガポール経済連携協定	2002 年 11 月 30 日発効
同　改訂	2007 年 9 月 2 日発効
日本・マレーシア経済連携協定	2006 年 7 月 13 日発効
日本・タイ経済連携協定	2007 年 11 月 1 日発効
日本・インドネシア経済連携協定	2008 年 7 月 1 日発効
日本・ブルネイ経済連携協定	2008 年 7 月 31 日発効
日本・フィリピン経済連携協定	2008 年 12 月 11 日発効
日本・ベトナム経済連携協定	2009 年 10 月 1 日発効

また、最終的に ASEAN 加盟１０カ国のＮＳＷの構築とその統合（連携）によるＡＳＷ構築を３年後（2015 年）に控え、我が国 NACCS システムのＡＳＷへの連携問題も、ベトナムへの NACCS システム導入支援といった動きを通じてもそう遠くない時点で検討が進むものと考えられる。

このような状況下において、ＡＳＷ構築計画に係るこれまでの経緯、現状における進捗状況、目標達成時期の見通し、ＡＳＷにサービス・インされる貿易取引関連書類・情報の範囲（原産地証明書、輸出入申告書、検疫証明書等）、ＡＳＷの基本となる加盟各国のＮＳＷの開発状況に加え、他国のＮＳＷとの連携に係る法的問題、セキュリティー問題等、今後検討すべき事項を把握し、我が国ＮＳＷの将来展開に係る施策の策定等に資すること及び今後のフォローアップの基礎資料とすることを目的とする。

1.3　調査方法

ＡＳＷ に係る情報は、ネット上に新旧取り混ぜ複数あるが、これらの情報を取り纏めるだけでは、それがどこまで現状を反映しているのか、全体像を把握することが難しい。そこで今回の調査ではネット等から得られる、事実関係を中心とした情報と、実際に現地に赴き、各々の国で直接ＡＳＷ、ＮＳＷに関与している関係者にヒアリングを行うことで得られる生の情報を突き合わせ、クロス分析することで出来る限り実体に近いと思われる現状の把握に努めた。

[2] 因みに 2011 年の日本と ASEAN 地域との貿易総額は約 19 兆 7,300 億円で、全体の 14.77%を占めている。

文書による情報が建前論中心となるのに比して、ヒアリングによる調査は、自由な討論から出てくる本音が聴取できる利点がある。その反面、面談相手の立場や個人的見解に左右されるきらいがあるため、なるべく複数の人から聴取することに努めた。また、ヒアリングでは自由な発言と引き換えに発言者の名前を秘することが求められることが多いため、この報告書では面談相手を一覧にして記載するにとどめ、情報内容との紐付けはしないこととした。

また、ＮＳＷ については、各国個別の現状把握もさることながら、ＡＳＷを構成する要素であるとの観点から、集合的にその進捗状況を捉えることに主眼を置いた。ＡＳＷが機能を発揮するためには各国にＮＳＷが設置されるという環境の整備が必須で、これが、いつ頃までにどこまで進められるかがＡＳＷ構築計画達成の鍵となる。今回の調査の対象は、ブルネイとミャンマーを除く８カ国としているが、ASEAN 全体としてのＮＳＷ整備状況の把握に大きな支障はない。

1.4　調査期間

平成２４年(2012 年) ７月１日～１０月３１日

現地ヒアリング調査：平成２４年７月３０日～８月１５日
（インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、フィリピン）
平成２４年９月１６日～９月２２日
（ラオス、カンボジア）

2　アセアン　シングル・ウィンドウ　（ＡＳＷ）

2.1　ＡＳＷ の経緯および向後の予定

2003 年 10 月	Single Window の導入を ASEAN で合意[3] （第 9 回 ASEAN 首脳会議　Bali Indonesia）
2004 年 1 月	ASW モデル策定のために ASEAN Inter-Agency Task Force を創設 （ASEAN Economic Ministers (AEM) Meeting Yogyakarta, Indonesia）
2005 年 12 月	ＡＳＷ の構築・実施に係る協定（Agreement to Establish and Implement the ASEAN Single Window）の締結[4] （ASEAN Economic Ministers Meeting　KL, Malaysia）
2006 年 3 月	ＡＳＷ Technical Guide の策定 （ASEAN 事務局）
2006 年 12 月	ＡＳＷ 構築・実施のための PROTOCOL(ASW PROTOCOL)の策定[5] （各国担当大臣・大臣代理者の署名が付された協定）
2007 年 11 月	ASEAN 経済共同体ブループリントが策定され、その中でＡＳＷが「物品の自由な移動」の１項目として位置付けられた。 （第 13 回 ASEAN 首脳会議　Singapore）
2008 年	ASEAN 仕様原産地証明の電子データ送受信実証実験実施
2010 年 5 月	域内 FTA である ASEAN Trade in Goods Agreement (ATIGA) が締結され、原産地証明も ATIGA Form D として適用開始
2010 年 10 月	Master Plan on ASEAN Connectivity 策定。制度的接続性強化戦略優先プロジェクトとしてＡＳＷが位置付けられた。 （第 17 回 ASEAN 首脳会議）

[3] “Adopt the Single Window approach including the electronic cargo clearance.”

[4] この時点での協定では、NSW の稼働開始時期を以下の通りと策定した。
2008 年　Brunei, Indonesia, Malaysia, Philippines, Thailand, Singapore
2009 年　Cambodia, Lao PDR, Myanmar, Vietnam

[5] “Protocol to Establish and Implement the ASEAN Single Window”

2012 年	Central Gateway を持たず、各国の NSW の前に各々ASEAN Gateway[6]を設置することで、データを二国間で伝送する Federated 方式の実証実験と評価
2013 年	ASEAN Legal Framework Agreement (ALFA) 締結予定
2014 年	ＡＳＷ 全面稼働に向けた各国ＮＳＷ等の調整期間
2015 年	ＡＳＷ の全面稼働開始の予定

2.2 「ASEAN 共同体」構想におけるＡＳＷ の位置づけ

ＡＳＷは、「ASEAN 共同体」を構築するための基礎(Corner Stone と表現)あるいは強力なツールという認識の下にスタートしたものだが、ASEAN 共同体そのものの内容、その対象とする分野は、経済のみならず、政治、安全保障、社会、文化と広範である。その中でＡＳＷが具体的にどのように位置づけられているかをみると、およそ次の通りとなる。

① ASEAN 共同体の中の経済共同体は、2007 年に作成された「ブループリント」で、ＡＳＷは共同体における「物品の自由な移動」を実現するツールとして位置付けられた。（item 18: ASEAN Single Window）

② ASEAN 共同体構想において重要な部分を占めるのが域内各国間の連結性（コネクティビティ）であるとの認識から、この部分を切り出して 2010 年に「ASEAN コネクティビティ・マスタープラン（MPAC = Master Plan on ASEAN Connectivity）」が策定された。域内のコネクティビティの現状と課題を抽出し、中核となる戦略をリストアップするマスタープラン作成作業は、主として日本政府の出資により設立された国際研究機関であるＥＲＩＡ[7]（東アジア・ASEAN 経済研究センター）に委ねられた。マスタープランではコネクティビティの戦略が制度的、物理的、人的の三つの分野に区分され、ＡＳＷ は制度的コネクティビティの中の優先的に実施されるべきプロジェクト(Prioritised Institutional Connectivity Project)に位置づけられた。

＜表１を参照＞

[6] USAID の資金援助により米国 AXWAY 社の Gateway Module ライセンスが 2012 年末まで供与された。

[7] Economic Research Institute for ASEAN and East Asia： 東アジア経済統合の推進を目的とし、主として日本政府の出資で 2008 年に設立された政策研究・政策提言を行うインドネシアに本部を置く国際機関。参加国は ASEAN10 カ国と日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの計１６カ国。

表１　ASEAN 共同体におけるＡＳＷの位置づけ

<table>
<tr><td colspan="2">ＡＳＥＡＮ 共同体構想
2003 年 10 月 第 9 回 ASEAN 首脳会議　：ASEAN 共同体２０２０年までに実現
2006 年 8 月　ASEAN 経済大臣会議　：実現時期を２０１５年に前倒し決定</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜経済共同体＞</td></tr>
<tr><td></td><td>○　ブループリント　（２００７年）
・単一の市場と生産基地
① 物品の自由な移動　⇒　18 項　<u>ASEAN Single Window</u>
② ～ ⑦　略
・競争力のある経済地域
・公平な経済発展
・グローバル経済への統合</td></tr>
<tr><td></td><td>○　ASEAN コネクティビティ マスタープラン　（２０１０年）
東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)が主導
・制度的コネクティビティの強化戦略
優先実施プロジェクト　⇒　<u>ＡＳＷ実現に向けた各国ＮＳＷの稼働</u>
・物理的コネクティビティの強化戦略
・人的コネクティビティの強化戦略</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜安全保障共同体＞</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜社会文化共同体＞</td></tr>
</table>

2.3　ＡＳＷ および ＮＳＷ の定義

ＡＳＷ の根幹をなす「ASEAN Single Window の構築と稼働に係る協定」(Agreement to Establish and Implement the ASEAN Single Window)において、ＡＳＷとＮＳＷは以下のように定義されている。

ＡＳＷ：　ＡＳＷ とは ASEAN 加盟国において各々のＮＳＷが稼働し、かつ、相互に連携している環境のことである。

ＮＳＷ：　ＮＳＷ とは次のことができるシステムのことである。

a.　データ・情報の一括提出

b.　データ・情報の一括処理・同時処理

c.　通関に係る一元的意思決定

必要に応じ所轄の省庁の合否判定を得た上で、税関が一定の基準に基づき一元的に貨物の通関搬出許可を出す。[8]

留意すべき点は、同じ Single Window という表現を使用しつつ、「ＮＳＷ」が多くの国において特定のサーバーに基づくプラットフォームを形成した物理的システムを指すのに対して「ＡＳＷ」は各国のＮＳＷが連携した状態が作り出すネットワーク環境そのものを指す、という違いがあることである。

2.4　ＡＳＷ および ＮＳＷ の目的

ＡＳＷ：　簡易かつ共有化・標準化された貿易・通関手続きと、関係国間での貿易関連情報の相互交換を実現し、ASEAN 域内の貿易関連コストを削減する。

これにより ASEAN の輸出競争力を高め、域内を単一市場・単一生産拠点として統合する。[9]

ＮＳＷ：　各国の通関手続きを迅速化することで通関所用時間と費用の削減を図り、以って貿易の円滑化の促進と競争力を強化する。[10]

---

[8] The ASEAN Single Window is the environment where National Single Windows of Member Countries operate and integrate.
The National Single Window is a system which enables:
a. a single submission of data and information
b. a single and synchronous processing of data and information and
c. a single decision-making for customs release and clearance. A single decision-making shall be uniformly interpreted as a single point of decision for the release of cargoes by the Customs on the basis of decisions, if required, by line ministries and agencies and communicated in a timely manner to the Customs.

[9] Simple, harmonized and standardized trade and customs processes, procedures and related information flows are expected to reduce transaction costs in ASEAN which will enhance export competitiveness and facilitate the integration of ASEAN into a single market for goods, services and investments and a single production base. (“ASEAN Economic Community Blueprint” item 16)

[10] Expedite the customs clearance, reduce transaction time and costs, and thus enhance trade efficiency and competitiveness. (“ASEAN Economic Community Blueprint” item 18)

2.5　ＡＳＷ の推進体制

ＡＳＷ の推進母体は基本的に運営委員会（Steering Committee)がその任にあたっており、傘下に技術部会（Working Group on Technical Matters）と法制部会（Working Group on Legal & Regulatory Matters）を置いている。ASEAN 事務局（インドネシア）は、海外からの資金・技術援助への対応等を含む取り纏め業務を担当しＡＳＷ の支援を行う。

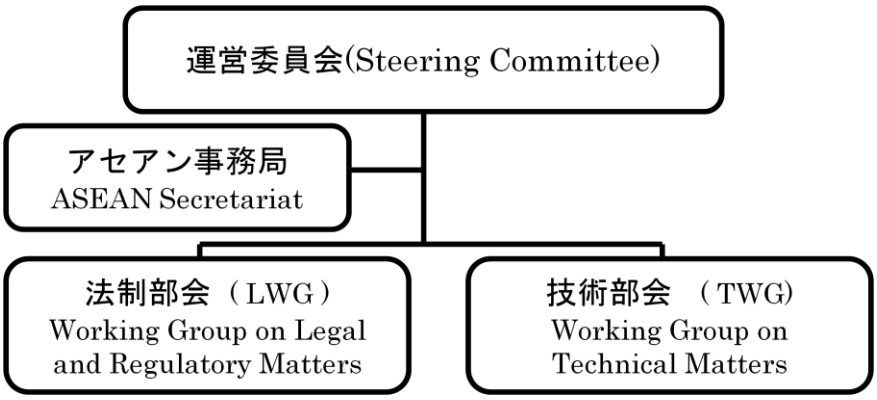

図１　　ＡＳＷ推進体制

2.5.1　運営委員会(Steering Committee)

Steering Committee は 2006 年の ASW PROTOCOL 第 18 条の規定に基づき設立された。この委員会はＡＳＷ 加盟各国の関係省庁からの上級閣僚(Senior Officials of Line Ministries)により構成されており、その目的は各国間の調整を行い、技術的・法的体制を確立することによって、設定目標に向かってＡＳＷを稼働させることにある。

2012 年 4 月、シンガポールで開催された Steering Committee において新議長の選挙が行われ、立候補したフィリピン、マレーシア、ブルネイの中からフィリピンが選出された。これにより 2012 年現在の Steering Committee の Chair Person は、 Ms. Ma. Caridad P. Manarang フィリピン税関副長官となっている。（ヒアリングの対象者）

2.5.2　技術部会（Working Group on Technical Matters）

ＡＳＷのモデル・方式、プロトコル、フォーマット、データモデル、提供するテンプレートの種類、セキュリティー、電子署名など、ＡＳＷを運用するに当たって必要となる技術事項を全面的・包括的に検討・設定する

とともに、各国で準備されるＮＳＷがＡＳＷと連携するに際して、不整合が生じないよう、予め各国と適切な情報の共有化を図る等の活動を行う。

2012 年現在の Chair Person は、マレーシア税関の Ms. Marianne Wong Mee Wan, Senior Assistant Director of Customs I である。（ヒアリングの対象者）

2.5.3 法制部会（Working Group on Legal & Regulatory Matters）

ＡＳＷ を運用するには、加盟国間での法的枠組みの構築が必須となる。各国の関係法令は国ごとに異なるが、ＡＳＷのネットワークを利用して文書データを送受信する場合、少なくとも基本的なルールだけは各国で共有しなければならない。こうしたＡＳＷの法的基本協定を策定することが、法制部会の大きな役割となる。

2012 年現在の Chair Person はフィリピン税関の Atty. Simplicio N. Domingo II, Director Legal Service である。（ヒアリングの対象者）

2.6 ＡＳＷが必要とする要件とこれに適応するモデル

2.6.1 ＡＳＷの定義に即したシステムモデルの要件[11]

・ＡＳＷは各国のＮＳＷが安全に連携し、相互にオペレーション出来る環境でなければならない。
・ＡＳＷは、各国のＮＳＷ間で、標準化された貿易・税関関連の情報や通関用のデータがシームレスに授受できるものでなければならない。
・貿易および関連税関データや情報は、加盟各国の中に留まり、各国において所有されるものでなければならない。

2.6.2 分散型モデル (Federated Single Window Model)

2012 年第４四半期に参加７カ国[12]間で TRIAL が行われているのが分散型モデルで、上記 2.6.1 項のシステム要件を比較的広く充足させる観点から、このモデルが最終的に採用される可能性が高い。最終的な採用の決定は 2013 年前半となる見込みである。

---

[11] The ASW is the secured environment where NSWs integrate and operate. The ASW constitutes a regional facility to enable a seamless, standardized and harmonized routing and communication of trade and custom-related information and data for customs clearance and release from and to NSWs. Trade and related customs data and information will stay within, and belong to respective Member States.

[12] Indonesia, Malaysia, Singapore, Thailand, Philippines, Vietnam, Brunei

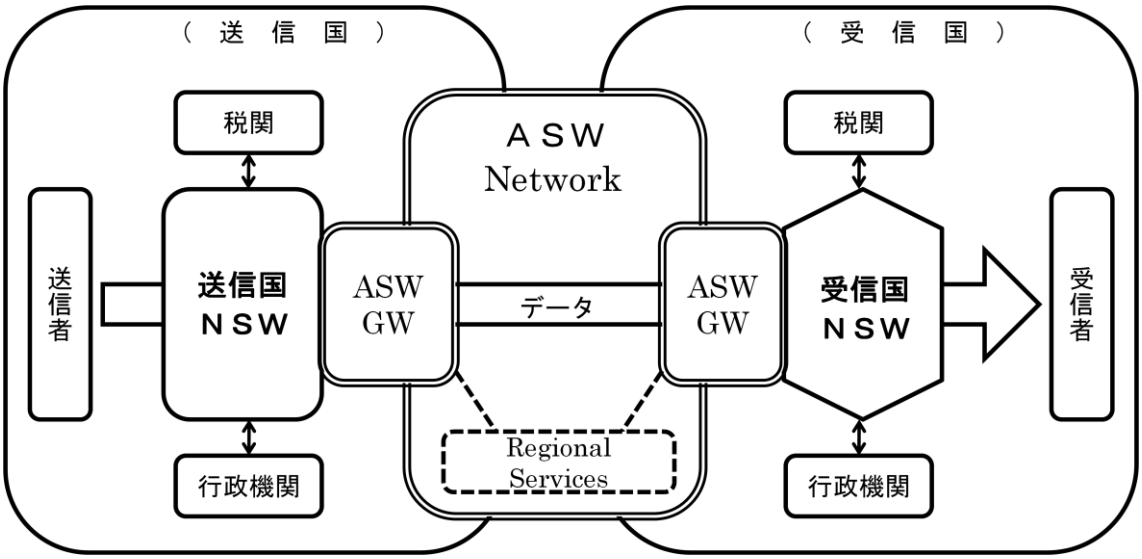

図２　分散型ＡＳＷに於けるデータの流れ

2.6.2.1 ASEAN Single Window Gateway（ＡＳＷ　ＧＷ）

2.6.2.1.1 ASW GW の役割

図２は分散型モデルを採用した場合のデータの流れを示したものである。データは、送信国ＮＳＷから受信国ＮＳＷへ、各々の ASW GW をインターフェースとして、ＡＳＷネットワークの中を流れる。

ＮＳＷそのものは、ASEAN 各国毎の事情により、規模の大小も含めて最適なシステムが異なるのは当然で、これを統一するのは現実的でない。しかしながら、バラバラな構造のＮＳＷを相互に直接結び付けることは技術的に難しい場合も予想され、時間も費用も掛かる上、自国のＮＳＷの改変の度に、複数の連携相手国と、相互に接続性の再点検を行う必要が生じることが考えられる。

Gateway 方式は、同一、あるいは構造上きわめて親和性の高い Gateway モジュール(システム構成部品)を ASEAN 各国が自国のＮＳＷに組み込み、「ＮＳＷ 間」の接続をこれらの「ASW GW 間」の接続に置き換える仕組みである。同一、あるいは親和性の高い ASW GW 間であれば接続は容易で、ASW GW 間の接続が一旦確保されれば、あとは各国が自国に設置する ASW GW と自国のＮＳＷ本体との連携（一体性）を維持することによって、ＡＳＷのネットワークとしての機能全体が維持されることになる。

2.6.2.1.2 ASW GW モジュール同士の接続

各国のＮＳＷに組込まれる ASW GW モジュール同士の接続は、インターネットを介して行われる。プロトコルにはｅｂＸＭＬ[13]が使用され、更に通信のセキュリティーを高めるため、ＶＰＮ（Virtual Private Network）が適用される。文書データに対する電子署名は、各国における整備体制等の問題を考慮し、当面は行われないことになっている。

2.6.2.1.3 分散型のモデルが志向されている理由

分散型の対極にあるモデルは中央集中型のモデルである。単に多国間を効率よく結ぶという観点から見ると、中央集中型の方が有利となる。中央集中型を採用すると、ASEAN のどの国のＮＳＷ宛てのデータでも全て、送信国のＮＳＷがそのデータをセンターに置かれたシステムに伝送するだけで処理される。センターのシステムは、各国のＮＳＷから伝送されてくるデータを、そのデータに付された宛先情報だけを読みとることでデータの行き先を自動的に振り分け、該当国のＮＳＷ宛てに配送する。この方式を採れば将来ＡＳＷへの参加国が増えても、新規参入国はセンターのシステム宛ての接続さえ確保できれば、各国のＮＳＷと個別に接続する手間が省けることが考えられる。他にも、ASEAN 域外の国から ASEAN 域内の国に接続する場合、域外の当該国は ASEAN のセンターにさえ伝送すれば、ASEAN のどの国ともデータ交換が出来ることになり、国ごとに二国間での個別接続をする手間が省ける可能性が高くなる。

他方、中央集中型のモデルには、上記のような利点ばかりでなく欠点もある。それは ASEAN 各国間で相互に伝送されるデータが、全てセンターのシステムを通過するというモデル自身に由来する問題で、万が一センターのシステムにトラブルが生じると ASEAN 各国のデータ伝送が一挙に全面的にストップする可能性があり、二国間の伝送が不通になるのとは桁はずれに大きな影響を及ぼしかねない。さらに、ASEAN 各国間で伝送されるデータの全てが通過する集中局が存在することは、サイバーテロの格好の目標となる可能性があり、極めて危険な状況に陥ることも懸念される。

このような理由により、利便性に着目するのではなく、より安全と思われる分散型を採用する方向で検討が進められている。

---

[13] ebXML（Electronic Business using eXtensible Markup Language、拡張可能なマーク付言語を用いた電子ビジネス仕様）は、XML を用いたインターネット上の企業間電子商取引のための仕様群で、従来型の基幹システムによく使用されていた固定長で決め打ちされたモデルではなく、項目をタグに挟んで構成する自由度の高い XML 方式をベースに、多くのビジネスに対応できるよう、プロトコル・セキュリティーなど必要な組合せが選択できるよう、柔軟に作られた仕組み。

中央集中型の採用が困難な理由は、これらの技術的な問題の他に、どの国にそのセンターのシステムを置くのか、輸出入の当事国となる２国間のデータがセンターのシステムが置かれる第三国を通過することの是非など、政治的な色彩をもった要素もあると思われる。因みに上記 2.6.1 項に記述したＡＳＷのシステムモデル要件を想起したとき、そこには「貿易および関連税関データや情報は加盟各国の中に留まり、各国に所有されるものでなければならない（Trade and related customs data and information will stay within, and belong to respective Member States）」と記されていることからも、この問題意識が窺える。

2.6.2.2 Regional Services

仕組みとしては分散型を採用するとしても、その中を流れるデータのフォーマットや使用されるコード類は、常に ASEAN としての統一性を維持し、メンテナンスされなければならない。分散型のモデルでは、多くの二国間で各々使われているうちに、勝手にカスタマイズされてしまったり、どこに最新のものがあるのかが不明になったりすることが考えられる。分散型の欠点の一つともいえるこのような問題を回避するため、必要な情報を一纏めにしたライブラリのような機能を持つＡＳＷ共有データベースサーバーの設置が併せて検討されている。これを Regional Server と呼び、そのサービスを Regional Services、Regional Service Portal と呼んでいる。（正式な名称は未定）

Regional Services の対象となるアイテムは上記データ・フォーマット等の他にも、国際分類等に関する標準ＨＳコード[14]の ASEAN 域内適用版であるＡＨＴＮ[15]や、ebXML の仕様を利用した通信を行う際に必要となる各利用者のＣＰＰやＣＰＡ[16]を適宜格納しておく機能も持つ予定とのことで、新たな相手先に伝送する時や、域外から ASEAN 域内の伝送先と通信関係を結ぶ時に有用な機能を提供することになると見込まれる。

---

[14] "Harmonized Commodity Description and Coding System"（商品の名称および分類についての統一システム）国際貿易商品の名称および分類を世界的に統一する目的のために作られた標準１０桁のコード番号。

[15] ASEAN Harmonised Tariff Nomenclature

[16] ebXML による message service は、セキュリティー機構や伝送仕様が適宜選択できるようになっているため、利用者の使用するシステムの条件を明確にし、伝送相手と合意しておく必要がある。自組織の条件を明示したものが CPP (Collaboration Protocol Profile) であり、伝送相手との合意内容が CPA (Collaboration Protocol Agreement) である。

分散型ＡＳＷで ”TRIAL”を実施している段階では当面このようなサービスの必要性は無いが、インドネシアにおいては既に Regional Server のプロトタイプが作成され、ボランタリーに提供される体制が出来ている（因みにインドネシアのＮＳＷには Regional Service Portal のタグがモニター画面上に用意されており、上記の情報の一部が見られるようになっている。）。

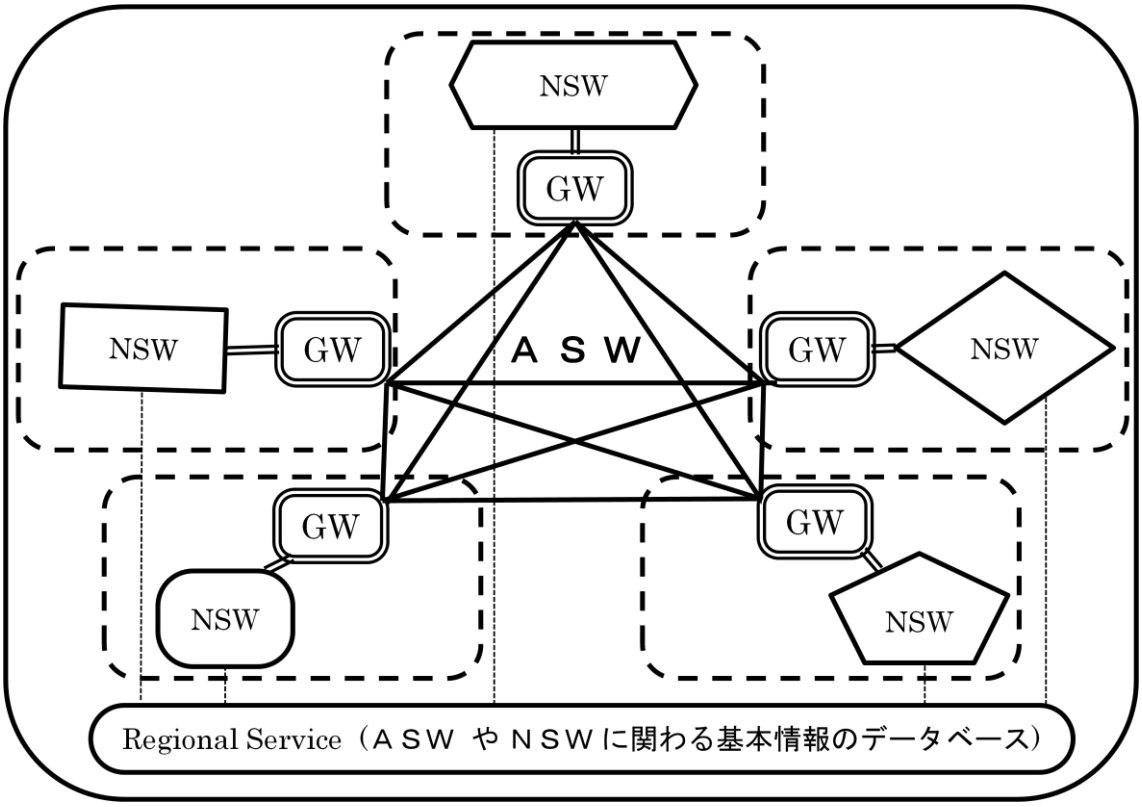

図３　分散型ＡＳＷ の構造

（簡便化のために５カ国のＮＳＷで代表させて表示）

このような各国の ASW GW 同士がインターフェースとなって、各々のＮＳＷが星形に相対で接続し合ったネットワーク環境が ASEAN Single Window であると正式確認される予定である。

2.6.3　ＡＳＷのモデル策定までの経緯と向後の予定

2.6.3.1 ＡＳＷ計画当初における米国の支援と想定したモデル

ＡＳＷの検討にあたっては、米国のＵＳＡＩＤ (United States Agency for International Development)の資金が投入されている。ＡＳＷのどの部分にどの程度のファンドを付けるかの検討・立案は米国のコンサルタン

ト会社 NATHAN Agencies 社に委託され、また、承認された一件ごとのファンドは、受け口として ASEAN 事務局が対応している。ファンドの多くはＡＳＷに関わる域内での普及啓蒙活動や関係者の Capacity Building に使用された模様である。NATHAN Agencies 社はＳＷの構築そのものにも深く関与しており、当初想定されていたモデルは中央集中型であった。[17] ASEAN 事務局を擁するインドネシアは、これに応じて自国内に ASEAN Central Server を設置し、ASEAN 域内の他国とデータ交換の TRIAL を行った。

2.6.3.2 分散型を前提としたパイロット計画

しかしながら、上記 2.6.2.1.3 にて述べた通りの事情から、分散型モデルを前提とした上で、ＡＳＷとして望ましいモデルに係る提案が入札に付されることになった。入札は単にモデルの提案だけではなく、採用されたモデルに沿ってパイロット実証実験を行うことと、それを評価することまでを対象として、以下の三つのコンポーネントに分けて実施された。

Component-1: 分散型ＡＳＷとしての新たな構造提案
Component-2: 上記に基づく Network Infrastructure の構築
Component-3: 上記 Infrastructure を使用した Pilot Test の評価

2.6.3.3 採用された構造提案とパイロット実証実験

Component-1:

マレーシアの DJAVA 社の提案が採用された。
同社の提案は Regional Services も含めて上記 2.6.2（分散型モデル）に記述した通りである。

Component-2:

米国 AXWAY 社が USAID のファンドをベースにして提案を行い、同社が、上記 Component-1 の提案に沿った Gateway Server を提供することとなった。
しかし USAID の資金が不足気味となっていることもあってか、AXWAY 社の提供する Gateway のライセンスの許諾期間は短く（2012 年末迄）、 ASW GW 同士の通信も、提案では VPN でセキュリティーを高めることになっていたが、実際はこれを省略し、いわば Scale Down した形で Pilot 試験を行うことになった。[18]

---

[17] Establish a Central Repository in the ASEAN Single Window that serves as an interface block（インターフェースの集合体）for various systems.

[18] 明確な額は聴取できなかったが、USAID からの資金は 700 万ドル程度、そのうち Gateway への振り当ては 60 万ドル程度の模様。

Component-3:

Pilot 試験が 2012 年末までに終了する必要があることに鑑み、結果の評価は 2013 年早々にも出されるものと考えられるが、評価作業のためのファンドが必要であり、これを手当てする課題がある。

2.6.3.4 向後の予定

上記の評価の結果が良好であれば、これ以降の資金需要を含む予定としては、2013 年前半までに Scale Down しない Full Size Trial を行った後、ＡＳＷ採用モデルとして正式に確定し、2013 年後半にかけて各国間で諸調整を行い、2014～2015 年からは実地での使用を目指すことになる。

新たな資金提供のスポンサーとしては、USAID からの追加支援、EU の支援、世銀からの調達などが候補に挙がっている模様である。

2.7 ＡＳＷ が扱うコンテンツ

2.7.1 ＡＳＷに使用されるデータの区分

区分―１：必須	全ての ASEAN 加盟国が必要とするデータ
区分―２：必要	少なくとも１国が必要とするデータ
区分―３：条件付	少なくとも１国が場合により必要とするデータ
区分―４：選択可	全ての ASEAN 加盟国がオプションとして使用を認めているデータ

2.7.2 ＡＳＷが提供する文書定型データ項目仕様セット・テンプレート

2.7.2.1 ATIGA Form-D（ASEAN 原産地証明共通様式）

ATIGA（ASEAN Trade in Goods Agreement）とは、ASEAN 域内の FTA に使用されていた CEPT（Common Effective Preferential Tariff）に代わって、2010 年から適用が開始された域内物品貿易協定である。ATIGA を適用するために必要な対象貨物の原産国特定用の原産地証明様式が ATIGA Form-D[19]と呼ばれる。

ＡＳＷでは、この Form-D が電子フォーマット化され、項目毎のデータ仕様が設定され、また、テンプレートとして提供されている。

[19] ATIGA Form-D を使用することの、もう一つのメリットは、ASEAN 各国での輸入通関に際して、「グリーンレーン」が適用されることで、通関手続きの迅速化につながる。

原産地証明は ASEAN で稼働しているＮＳＷの多くが取扱っている文書データであるため、データ伝送の TRIAL 用に使用されることが多い。

一方、ASW では最近、域内での原産地自己証明を承認する検討が進んでいるが、自己証明では多くの場合、インボイス等に原産地に係る宣誓文を入れるだけとなる。公的組織による第三者機関証明であれば、輸出国の発給機関が輸入国税関宛てにＡＳＷの仕組みを利用して、Ｇ－Ｇで直接伝送することに意味はあるが、自己証明の場合、ＡＳＷの仕組みを使用することは必ずしも必要がなくなる。

2.7.2.2 ＡＣＤＤ（ASEAN 輸出入通関申告共通様式）

ＡＣＤＤ[20]は、欧州(EU)域内の輸出入申告用として開発された SAD (Single Administrative Document) をベースに作成された ASEAN における共通の輸出入申告様式である。ＡＣＤＤの設定にあたっては、必要項目を最小限に集約すべく各国間で調整が行われた。

書面での申告においては、ASEAN 各国が域内共通の書式として使用することとし、データでの申告においては、各国がこの様式に沿って同じパラメーターを使用することとなっている。使用されるデータのパラメーターは４８項目である。また、通関以外の許認可関連行政手続きに共用できるデータを一括して入力出来るように項目立てとされており、貿易関連行政手続き全体の効率化が図られている。

ただし、ＡＣＤＤデータを輸出国税関から輸入国税関に直接Ｇ－Ｇで伝送すること、あるいは輸出者から輸入者にＢ－Ｂで伝送することが、どれほど輸入通関の円滑化に寄与するかという点については、必ずしも楽観視できない。輸出申告は国により統計資料的な意味合いが強い場合もあり、本船出港後の申告が許容されることすらある。一方、輸入国側での輸入申告は関税徴収のベースとなるものゆえ、例え輸出国から伝送されてきた輸出申告データに基づいて輸入申告したとしても、その申告に誤謬が発見された場合の責任は全面的に輸入申告者が負うことになる。従って一般的な輸出者―輸入者間ではどこまで輸出申告データを輸入申告に活用できるか予断がゆるされない。ただし、同一企業の本店と海外支店間の貿易取引のように、輸出者の労力と輸入者の労力の総和を軽減することが重要なケースでは、利用価値が高いと思われる。

（ＡＣＤＤ４８パラメーターおよび書式は巻末別添参照）

[20] ASEAN Customs Declaration Document の略

2.7.2.3 港湾・物流・管理関連情報（Manifest など）

ASEAN 加盟国ではＮＳＷで Manifest 情報を取扱わない国が複数あり、現段階ではＡＳＷ共通の標準文書としての活用は難しいと思われる。

一方、Supply Chain Security などの観点から、船積前に積荷情報を仕向地税関に報告する通称“２４時間ルール”は、2003 年に米国で開始（Advance Manifest System=AMS）された後、2009 年から中国が CN24 として、続いて 2011 年には欧州が Entry Summary Declaration=ENS）として、2012 年には韓国が Korea Advance Manifest System として制度運用を開始し、我が国も 2014 年 3 月から出港前報告制度として、輸出国に Manifest 情報を電子データで事前に提出することを義務づけることになっている。

ASEAN 各国において今後同様の制度が導入されるかは不明だが、域内の貨物情報の取扱が標準のフォーマットによってなされ、保存され、必要に応じて交換される体制を築き上げるのは、ＡＳＷならではの機能と思われる。

2.7.2.4 その他証明類（動植物検疫など）

その他の証明類については、各国における所管機関の申請・発給システムの整備具合が鍵となる。これらをＮＳＷに連携することで、ＡＳＷを通じてのデータ交換による送達期間の短縮や、特に発給された証明に訂正を要する時など手戻り作業での証明延着トラブルの軽減が可能となる。ただし、実績データでの確認が必要ではあるが、ASEAN の産業構造から考えると、これら証明の発給先は域外国が多いのではないかと思われる。

2.7.3 ＡＳＷ の国際商取引用電子文書（Ｂ－Ｂ）への対応

2.7.3.1 ビジネス文書取扱に係る基本的な考え方

ASEAN 各国の大臣クラスが署名した 2006 年発効の ASW PROTOCOL には、ＡＳＷ が扱う文書データ交換の対象はＧ－Ｂ、Ｂ－Ｂ、Ｇ－Ｇと記載されており、同協定第 11 条では特にＢ－Ｂでの利用が慫慂されなければならないと規定している。

一方、第 6 条ではＡＳＷで扱うべき文書として「商用文書および運送関連文書」を挙げているものの、それはあくまで『国内法の規定により通関

に必要な』という注釈付きで記載されている[21]。そのまま解釈すれば、インボイスやＢ/Ｌ等を取扱うとしても､それはあくまで輸入通関に必要な添付書類として使われるためのものといった意味合いとなる。例えば電子インボイスを商用インボイスとして扱うなら、そのインボイスを使用して代金の請求・支払いが行われる際の各国国内法との整合性とか、商業上の紛争が起きた時の対応などが明確になっていなければならない。

また 2.6.1 項に記述したＡＳＷのシステムモデル要件の一部「貿易および関連税関データや情報は加盟各国の中に留まり、各国に所有されるものでなければならない。」に関して、商業インボイスは、伝送の然るべき時点においてデータの所有権が送信者から受信者に移らなければならない。このようなビジネス上の必要性について、上記のシステム要件との解釈上の摺り合わせが必要となる。

Ｂ－Ｂへの展開に係る意図は認識できるが、その内容についてどこまで踏み込んでいくかが課題となる。

2.7.3.2 ＮＳＷの対応における留意点

一方、別の面から、Ｂ－Ｂ商用貿易文書のデータ伝送について、その文書が持つ商業上の目的のために（通関などの行政側の必要性とは全く関係の無い、純粋にＢへのサービスとして）ＡＳＷのデータ伝送ネットワーク機能を提供する場合、少なくともその部分は民業と重複しうる部分となる。実際にこのようなインフラに近い部分に民間がビジネスとして参入するのは一般的にはかなり困難であるが、Ｂ-Ｂを広く手掛けるシンガポールでは後述の通り、この辺を幾ばくか配慮して、ＮＳＷと利用者との間に、独自の付加価値を付けてＢ-Ｂ貿易文書データの仲介伝送を行うサービスプロバイダーを複数配置している。このようにすることで、各々が競い合って利用者により良いサービスを提供する環境を作る配慮をしている。しかし要は形態が問題というよりも、如何に安価で安定したサービスが提供されるかの方が問題故、どのような形が望ましいか各国が独自に決めれば良いことではある。

---

[21] Documents and formalities that shall be used in the ASW system by Member Countries comprise, inter alia, the following: ...b) Commercial and transport documents <u>for the release and clearance of goods and commodities by Customs Administrations</u> as stipulated in national laws and regulations of Member Countries, as appropriate;

2.7.3.3 ヒアリング調査を通じた関係者のコメント

ヒアリング調査における現場の意見としても、上記の PROTOCOL が反映された発言が多く聞かれた。ビジネスの世界との接点が少ないと思われる部門の人からは、ＡＳＷはＢ－Ｂを対象と考えているとの声が多く聞かれる一方で、貿易取引そのものを電子化することで輸出入業者、貿易関連業者に利便性を供与することを目的に設立されたＰＡＡ[22]のメンバーで、かつＡＳＷにも携わっている人、等からは、「今すぐＡＳＷがビジネスツールとして使われるのは難しいだろう」との意見があった。

ＡＳＷは、ASEAN 各国の政府がイニシアティブをとったものであり、従って政府の管轄範囲である各国の「貿易手続き」の効率化を梃子として ASEAN 全体の競争力を高めるというのが発想の原点になっている。その意味で、輸出入当事者間で行き交う商用文書を電子化し、ＡＳＷを介して交信させることで「貿易業務そのもの」を効率化するというのは、特に税関の直接管轄範囲からは少し離れたところとなることは否めない。この辺りがヒアリング相手の立場や経験によって、ニュアンスの異なるコメントとなった所以と思われる。同じＢ－Ｂという表現を使いながらも、Paperless Trade にまで踏み込むか否かにより、後述の通り、セキュリティーの考え方や法的枠組みの考え方が大きく変わってくる。

もう一つの現場の懸念は、ＡＳＷにＢ－Ｂを取り組んだとしても、民間需要がついて来てくれるかという懸念である。本当に Paperless Trade が必要な貿易関係者は、既に独自のサプライチェーン、バリューチェーンで電子文書交換の仕組みを実現済みで、例え通関の部分でＮＳＷに相応の利点が見いだせたとしても、今更一般化された公共のネットワークに乗換える必要性は無い、ということになりはしないかということである。この辺を見極めないとコスト倒れ“PAY MORE GET LESS”（ヒアリング対象者の表現のまま）となる可能性があると心配する向きもある。

[22] PAA = Pan Asian e-Commerce Alliance 2000 年に、シンガポール、台湾、香港で電子通関サービスを提供する組織が集まって創設した、電子貿易のネットワークサービス。その後、日本をはじめ中国、マカオ、韓国、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシアが加盟して現在 11 カ国。日本の代表は NACCS センター。インボイス・パッキングリスト・ウェイビルなど多くの貿易関連の基本文書のフォーマットを提供する。

2.8　ＡＳＷの法的枠組み

貿易関連の商用文書を輸入通関目的ばかりではなく、文書の本来のビジネス上の目的に沿った形で使用することを前提に、ＡＳＷがこれを取扱うか否かによって、ＡＳＷの法的枠組みの要件が大きく変わってくる。

2.8.1　ＡＳＷ取扱文書が貿易手続き関連文書に限定される場合

貿易手続きという観点では、作成者は別としても、そこに使用される文書は、発給あるいは許認可を与えるのは当該国の行政関連機関であり、それら許認可証等がＡＳＷのネットワークを介して相手国に伝送されても、その書類を必要とする主たる当事者は相手国の税関など行政機関となる。極端な言い方をすれば、貿易手続き関連文書という範囲内で文書の伝送を行う場合、誰の手を経ようが、究極的な当事者は数が限られた各国の行政機関ということになる。従って国内法との整合性を精査する必要性はあるとしても、そこに必要となる法的枠組みは国家間で協定を結ぶことによって有効に成り立つと考えられる。また、「貿易手続き」関連の文書において二国間で直接利害が対立するようなケースは考え難く、万一トラブルが生じた場合でも二国間の協議で解決することを取り決めておくことで対応が可能と思われる。実際の輸出者・輸入者が、「貿易手続き」のことで、ＡＳＷの法的枠組みを拠り所として他国と係争するケースもまず無いと思われる。従ってＡＳＷで交信される文書が貿易手続き用に限定される場合、各国の貿易関連利用者はあまりＡＳＷの法的枠組み協定を意識することはないであろう。

2.8.2　貿易業務に必要な文書を、本来の目的に沿って取扱う場合

関係国の行政機関相互間と異なり、貿易関係者相互間、例えばビジネスを行う輸出者と輸入者は、常に利害対立が起こりうる立場にあると考えてもよい。従って、貿易関係者相互間の係争の可能性を考慮し、これに対応しうる要件[23]を備えた法的枠組み（ルール）の構築が必要となる。

そのためには、まず、ASEAN 各国がいわゆる“e-文書法”のような「電子文書が書面文書と同じ効果を持つことを保証する」などの詳細な電子文

[23] 例えば次のようなものが考えられる。①各国の個々の最終利用者（輸出者・輸入者等）も含めて全員が ASW 協定に直接拘束される。②ASW 協定が各国の国内法に優先する。③準拠法や裁判管轄の合意。④裁判管轄に伴う海外判決の国内での執行保証。⑤ASW・NSW 側に起因した損失の賠償責任。⑥送受信間におけるデータ所有権の移転（データ作成者の改版権の消滅時点）。⑦データの本紙・コピーの建前。⑧電子署名の合意事項　等

書取扱に係る規定等を整備する必要がある。各国にこのような法制が整備されたとしても、輸出者は輸出国の国内法に拘束され、輸入者は輸入国の国内法に拘束されるとした場合には係争の解決は困難となる。書面文書での貿易なら歴史の中で培われた取引慣行があり、想定外のトラブルは起こり難いが、電子文書では未だそのような慣行が出来るほど時が経っていない。従って、少なくともＡＳＷを利用した貿易取引では、各国国内法に優先してＡＳＷのルールが適用されることを明確にした合意がなされる必要があろう。

2.8.3　ＡＳＷ　ＬＦＡ (Legal Framework Agreement)

2012 年現在、ＡＳＷ法制部会では、2013 年のＡＳＷ Legal Framework Agreement (LFA) 構築を目指して、各国が各国の国内法の関係部分をチェックし、LFA がこれらとの齟齬を起こさぬよう予め検討を進める準備をしている。　方針としては「LFA は各国の国内法に抵触するレベルまでは踏み込まない」ということのようである。そのような趣旨もあってか、ASW PROTOCOL 第７条４項では、ＡＳＷの法的枠組みにおけるデータや情報へのアクセスや交換、使用、法的有効性と機密性の確保は、各々の国の国内法に基づくと規定されている。[24]

一般的に考えると、基本となるＡＳＷにおけるデータの法的有効性を各国が独自に制定する国内法に委ねる設定では、輸出入通関手続き用途は別としても、Ｂ－Ｂ間のビジネス用途では使い難いと思われる。[25]　しかし法制部会としては、Ｂ－Ｂでの使用を念頭において Legal Framework Agreement を協定する予定とのことであった。また、2011 年 9 月 8 日付の ASEAN 広報には、ＡＳＷには、データのプライバシーの保証、電子署名の承認、データの保存、裁判におけるデータの証拠性の確保などの規定のために、適切な法的な枠組みが必要であるとの記述がある。[26]

いずれにしてもＢ-Ｂの範囲をどの様に考えるのか、ビジネス面での必要性等をどのように理解するかなど、不確定要素を整理しつつ 2013 年の

---

[24] The access to, exchange, use, legal validity, and confidentiality of data and information in the framework of the ASW are subject to the national laws and regulations of the respective Member Countries.

[25] 電子文書の有効性を認める要件が各国で違っていると、送信国で有効な電子文書が受信国で有効か無効か、一件ごとに検証する必要が出てくる。

[26] In an electronic ASW environment there is a need to provide an adequate legal framework for data privacy, acceptance of electronic signature, electronic data retention and archiving policies, and admissibility of electronic evidence in court proceedings.

完成に向けた作業が続けられているLegal Framework Agreement を注視する必要がある。

2.9　ＡＳＷ のフル稼働とは何を意味するか。

ASEAN Economic Community Blueprint Mid Term Review、Technical Meeting において纏められた「ＡＳＷがフル稼働するとは？(What does full implementation mean?」」（2012 年２月)によれば、次のような状況がフル稼働のイメージとなっている

＜文書作成＞

輸出入業者によるもの：商用インボイス、パッキングリスト
物流関係者によるもの：船荷証券（Ｂ／Ｌ）
政府によるもの：証明書類、許認可関係書類、ライセンス類
銀行によるもの：信用状（Ｌ／Ｃ）
通関関係　　：輸出入申告、添付書類

＜ＮＳＷの状態＞

・加盟１０カ国のＮＳＷ全てが必要な機能を完備し稼働状態にあること。
・全ての行政機関のシステムが単一のシステムのもとに統合されていること。
・輸出入に要求される文書数の縮減により、税関手続きが簡易化されていること。

＜ＡＳＷの状態＞

・オープンな環境において全ての文書類がＢ2Ｂ、Ｂ2Ｇ、Ｇ2Ｇの当事者間でデータ交換できていること。

2.10　ＡＳＷ の実効面における問題点

①　各国別の詳細は次章「３．ナショナルシングルウィンドウ（ＮＳＷ)」に記載したとおりであるが、既にＮＳＷが稼働中の国の中でも、国によってＮＳＷで取扱っている文書に相違がある。特に貨物管理情報に関係する Manifest が取扱対象から除外されている国が散見される。

当然のことながらＡＳＷで文書を伝送するには、先ずＮＳＷがその文書を取扱っている必要がある。これが各国バラバラあるいは共通して取扱っている文書の数が少ないとＡＳＷの実効性に問題が生じる。各国とも貿易手続関連データをＮＳＷ経由に集約させる必要がある。

②　ＡＳＷの利用量を増やす可能性が高いのは、Ｂ−Ｂの商用文書のデータ交換をＢへのサービスとして提供する場合であるが、それには上記2.7.3に記載した点を吟味した上で、セキュリティー上の物理的な要素と、電子署名の相互承認などの政治的要素を含む問題の解決、法制面においては、例えば電子文書の有効性の根拠を各国の国内法に委ねるといった考え方（脚注２４参照）ではなく、ＡＳＷを利用する場合には国内法に優先するＡＳＷの共通ルールで縛るような強固な法的枠組みの構成を提案し、Ｂ－Ｂの安心を得ることが必要となろう。

3　ナショナル　シングル・ウィンドウ　（ＮＳＷ）

3.1　各国の人口・経済規模と ASEAN の輸出入相手国

表2　ASW調査における各国のインパクト検討資料　（2011 年）

	人口 万人	名目 GDP 億米ドル	GDP/人 米ドル
シンガポール	518	2,397	46,241
マレーシア	2,886	2,787	9,656
タイ	6,952	3,456	4,972
インドネシア	24,233	8,468	3,495
フィリピン	9,485	2,248	2,370
ブルネイ	41	124	30,472
ベトナム	8,784	1,240	1,411
ラオス	629	83	1,320
カンボジア	1,431	129	900
ミャンマー	4,834	420	869
ASEAN 全体	59,791	21,351	3,571

（出典　世銀）

表3　ASEAN 諸国の輸出入相手国（2011 年）

	輸出 %	輸入 %
域内	**24.5**	**24.6**
域外	75.5	75.4
中国	12.9	14.4
EU	10.4	8.9
日本	10.1	10.7
米国	8.7	7.6
香港	6.5	1.8
韓国	4.3	6.1
インド	3.4	2.4
豪州	3.4	2.1
中東	2.7	8.1
その他	13.1	13.4

（出典　IMF）

3.2　ＮＳＷの要件

ＮＳＷの第一の要件は、ＡＳＷにＮＳＷとして登録できるのは、一国につき一つのシステムだけということである。国内に幾つかの貿易手続きや貨物管理のシステムが有り、全部合わせないと貿易関連全般がカバーされないという状況にあったとしても、ＡＳＷの管理上、どれか一つをその国のＮＳＷとして登録しなければならないということである（ＡＳＷ Steering Committee）。

第二の要件として、ＮＳＷがＡＳＷを構成するのに適したシステムであるためには、国際的な標準に則って作られていることである。ASW PROTOCOL 第８条[27]には、ＮＳＷの技術要件が次のように記載されている。

① ＮＳＷは、ＩＣＴや DATA PROCESSING 分野の国際標準・最新技術に基づく適切なオープン・アーキテクチャーで構築されなければならない。

② ＮＳＷは、「UN/EDIFACT[28]」、「XML[29]」、「ANSI X12[30]」、「 RosettaNet[31]」等のデータ処理・管理の国際的標準に基づいて実施されなければならない。

③ ＡＳＷやＮＳＷが安全なインフラであるために、機密性の保持、データの完全性・真正性の確保、発信否定の防止などの面において、国際標準、最善の手法を順守しなければならない。

---

[27] ① The NSWs shall make use of the appropriate technology with open architecture based on international standards and technical advancements in areas of information and communication technology and data processing

② The implementation of the NSWs shall make use of international standards of data and information processing and management, such as the UN/EDIFACT, XML, ANSI X12, RosettaNet or others relevant to the implementation of the NSWs.

③ The secure infrastructure for the ASW and NSWs shall follow international standards and best practices with features such as confidentiality, data integrity, authenticity and non-repudiation.

[28] Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport 国連のもとに開発された行政、商業、運輸等のためのＥＤＩ標準。

[29] eXtensible Markup Language:テキストで書かれた情報を、タグと呼ばれる文字列で表題を付けることにより情報の意味を特定し記述する言語。

[30] American National Standard Institute によって認可された電子データ交換(EDI)の標準仕様。

[31] 電子部品調達を円滑に行うための EDI のインターフェース・データ標準化から始まった米国の民間団体またはその標準仕様。

ASEAN 各国の事情によって多少のＮＳＷ整備の遅れはあったとしても、それが標準的なものであれば後から追いかけて連携することができるといったところを、最低限確保する狙いがあるように見受けられる。

なお、主要国のＮＳＷについては、幾つかの共通指標を一覧表に纏め、別添-２とした。

3.3　シンガポールのＮＳＷ

3.3.1　概要

（１）現況

1989 年より Trade Net と呼ばれるＮＳＷの機能を持つシステムが稼働している。2007 年に Trade Exchange と呼ばれるシステムに組み込まれたことで、海外との連携も可能になっている。

アクセス先：https://www.tradexchange.gov.sg

オペレーター：　CrimsonLogic 社

CrimsonLogic 社の株主構成は次の通り　（政府資金は間接投入となる）

55%　IE　（International Enterprise Singapore）
15%　Singapore Telecom
15%　PSA　（Port of Singapore Authority）
15%　CAAS　（Civil Aviation Authority of Singapore）

ＮＳＷの維持管理責任者：　CrisonLogic 社

政府の管轄省庁：

・Singapore Customs & Excise Department
・IDA　（Infocomm Development Authority）
・EDB　（Singapore Economic Development Board）

実績：

取扱文書件数：　30,000～40,000 件／日
登録会社数：　約 2,600 社
利用者数：　約 9,000 人
利用率：　申告・許認可　ほぼ 100%
連携行政省庁数：　３５省庁

うち、Ministry 関連は以下の１５省庁　（Ministry Of～）

・Community Development, Youth and Sports
・Defense
・Education
・Foreign Affairs
・Home Affairs

・Finance
・Health
・Information, Communication and the Arts
・Law
・National Development
・Manpower
・Trade and Industry
・Prime Minister's Office
・The Environment and Water Resources
・Transport

（２）取扱文書

Declaration, Permit、Certificate、ライセンスなど、ＮＳＷとしての Trade Net に連携している全ての省庁の手続き文書を取扱っている。

但し Manifest データに関しては、海上貨物は Port Net[32]が取扱い、航空貨物については Cargo Community Network が取扱っており、ＮＳＷである Trade Net を通さず直接税関にデータを提供している。（その意味では Trade Net も完全なＮＳＷとは言えない状況にある。）（図４参照）

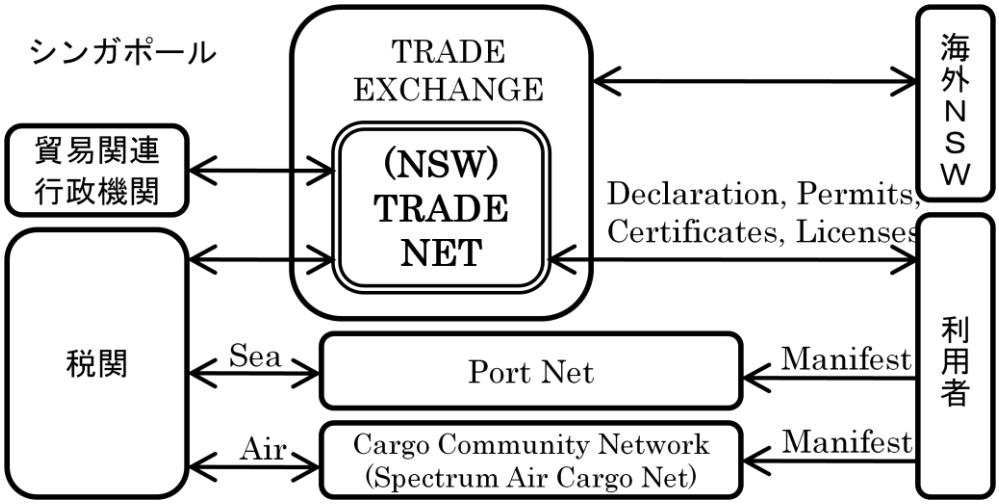

図４　Trade Net のポジション

（３）利用者へのサービスの提供形態

貿易手続きは公共業務でもあるとの趣旨から小口の利用者（額ではなく件数からみると小口利用者が６～７割を占める）には Trade Net から直接、無料で WEB サービスが提供される。一方大口利用者は自社システムとの直接連携を望むケースが多く、こちらの方は Trade Net 直接ではなく、付加価値サービスを提供するプロバイダーが対応する形となる。

[32] PSA(Port of Singapore Authority、CrimsonLogic 社の株主でもある)が 2000 年に港および船荷扱い業界の生産性向上とコスト削減のために組織した PSA の子会社。利用者 8000、取扱量年間 1.3 億件。

付加価値サービスプロバイダーが利用者から徴収する利用料金の一部として、後述の通り Trade Net も付加価値サービスプロイダーを通じてサービス料金を徴収する。

付加価値サービスプロバイダーは複数存在しており、それぞれ独自の付加価値サービスと価格を設定するなど競合状態にあり、顧客である利用者に種々のメニューを提案している。

サービスプロバイダーのうち、e-Trade 社は CrimsonLogic 社が直接運営するプロバイダーで、”Trade Pallet”等のアプリケーションを使用し、インボイスやパッキングリストなどの商用貿易文書の取扱を含めた複合サービスを提供している。競合相手としては KEWILL 社など大手の貿易関連サービス会社数社が、e-Trade 社とは違ったサービスを付加した上で利用者に提供し、利用者のデータを ebXML のフォーマットに乗せて Trade Net に伝送している。

（４）利用料金

付加価値サービスプロバイダーの利用者に対するサービス料金はメンテナンス料金なども入れて凡そ S$25（約 1,600 円）/月～S$800（約 52,200 円）/年だが、このうちから Trade Net は Transaction Fee を取っている。この他、利用を開始するためには、Registration Fee、Subscription Fee といった初期導入費用が必要となる。これらの一時金は全て Trade Net に収納される。（図５参照）

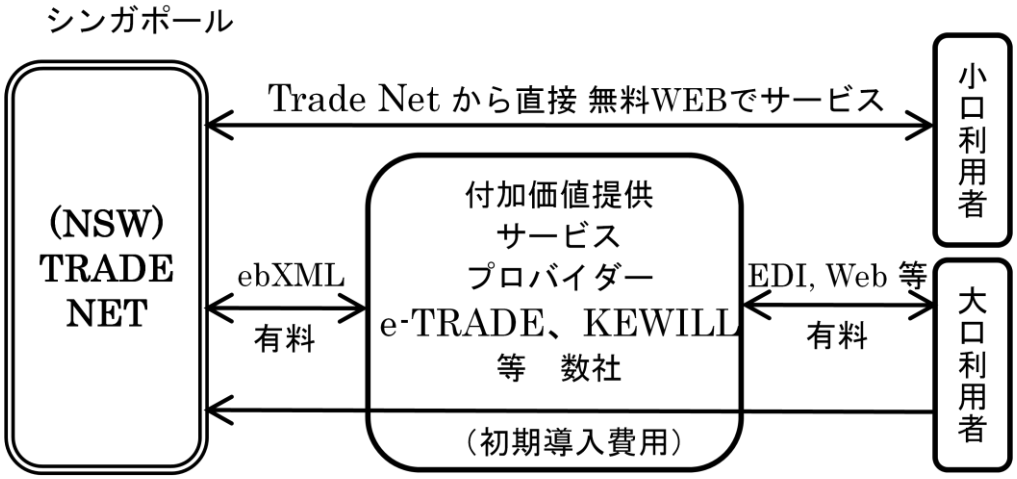

図５　Trade Net のサービス提供形態

3.3.2　電子文書に関わる国内法整備状況

- ”Electronic Transaction Act 2010”という法令により、全ての行政機関は電子データを使用しての申請受付や、ライセンスの発給、承認ができる[33]と規定している。
- 関税法（Customs Act)により、税関所長は、通関申告、承認、Manifestに関してコンピューターでのサービスを提供する権限が付与されており、また登録された利用者は上記に対応する貿易手続きについてコンピューターを用いて行うことができる[34]ことが規定されている。
- 輸出入規則（Regulation of Imports and Exports Act）および物品・サービス税法（Goods and Services Tax Act）にも同様の規定がある。
- シンガポールはASEAN諸国の中で唯一、国際物品売買契約に関する国際連合条約（UN/International Convention for the International Sale of Goods 通称 Vienna Convention）に加入している。（日本は2008年に加入）

3.3.3　電子署名関連

- 電子署名は国内の電子データ伝送には不要
- 電子署名のための国内の認証局（Certificate Authority）はNETRUST（Singapore Accredited CA）

3.3.4　参考事項

- 法定文書保存期間は多くの場合７年
- 関税と消費税については電子手続きによる納税可能（e-Payment）

3.3.5　問題点

① Manifest（積荷目録)は海上、航空両方とも PSA(Port of Singapore Authority）が運営する Port Net 等の別システムで処理され、ＮＳＷである Trade Net を通さず、税関に直接報告されていることは上記3.2.1.(2)のとおり。向後 Supply Chain の Security 等のためにManifest 情報が域内・域外に広く伝送される機会が増えると予想されるが、その場合にＮＳＷに Manifest 情報が無いと、一国の貿易関連の情報を全てＮＳＷに集約し、貿易に関わる海外とのデータ交換をＮＳＷ

[33] Any public agency may accept the filing of documents and may issue permits license or approval by means of electronic form.

[34] Authorises Director-General to operate a computer service on declaration, permit, manifest etc… And registered users can perform the same vice versa.

で一元的に行うという構想が成り立たず、ＡＳＷの目指すところから外れることになる。

② 自由貿易を掲げるシンガポールは従来、域外企業の ASEAN を含む東南アジア地域統括会社を多く有し、仲介貿易の拠点としての機能を持っていた。ASEAN を単一市場、単一生産拠点(Single Market and Production Base ： アセアン共同体ブループリント)とすることを目指し、国家間の経済力格差を縮減し、ＡＳＷを通じて域内の経済が密接な繋がりを持つようになることは、シンガポールの特性が徐々に失われ、逆に国としての物理的な小ささが、不利に働いていくとの見方もありえる。従って、例えば域外に向けた特別な仕組みを持つなどシンガポールならではの要素をＮＳＷに盛込むことが必要になってくると思われる。

3.4 マレーシアのＮＳＷ

3.4.1 概要

（１）現況

電子貿易手続ポータルシステムとして“myTRADeLINK”が 2009 年にスタート、2012 年 6 月機能強化の上更改版が稼働開始。

アクセス先： http://www.mytradelink.gov.my

オペレーター： Dagang Net 社

Dagang Net 社は 1989 年に設立された EDI および e-Commerce のサービスプロバイダー。1993 年に KEDAI EDI Clearing Centre を作り、1994 年から Port Kelang で稼働させた。1995 年に Sistem Maklumat Kastam (SMK) Dagang Net System を税関システムとして稼働させた。2009 年、政府からＮＳＷの開発・運用会社としての指名を受けた。

Dagang Net 社の株主構成は次の通り

71.25%	Time Engineering Berhad （財務省の資金が間接的に 45.03%入った会社）
9.5%	巡礼者基金
9.5%	イスラム銀行
4.75%	Juasa Holdings Sdn Bhd
5.0%	National Chamber of Commerce and Industry

ＮＳＷの維持管理責任者： Dagang Net 社

管轄省庁：　　Ministry of Finance （財務省）
実績：　　取扱文書数、登録会社数は次項（２）の通り。
　　連携機関数：　行政機関　２５省庁　銀行　８行

（２）取扱文書

〇輸出入申告　　（提供：税関）
　全国１７３税関中１５６税関で電子通関可能
　電子通関可能な税関では電子申告が義務づけられる。
　2010 年現在　利用者 3,316 社　平均 968,141 件／月

〇 e-Payment　　（提供：税関／銀行）
　関税支払いについて全体の５％位が e-Payment を利用
　年間の扱い金額平均は１８億 RM （約４５０億円）

〇 e-Manifest（積荷明細）　　（提供：港湾局）
　e-Manifest が可能は 21 港中 6 港（2013 年に 9 港へ）
　６港中４港はＮＳＷとシステム連携されている。
　平均利用件数　482,920 件／月
　Port Kelang と Kuantan では 100%適用されている。

〇 e-Permit　　（提供：当該発給機関）
　許認可発給機関(PIA=Permit Issuing Agencies)は２２
　あり、うち１７は 2009 年には実用を開始している。
　利用者数は 10,714、取扱件数は 284,655 件

〇特定原産地証明　　（提供：通商産業省　MITI）
　インドネシアやフィリピンと 2009 年から二国間の e-C/O
　のデータ交換を行い１万件以上の伝送実績を持つ。
　使用フォーマットは ASEAN 共通の ATIGA Form-D

（３）利用料金：

EDI 従量課金	初年度・次年度	RM0.88(22 円)/kb
	３年目以降	RM0.80(20 円)/kb
文書ベース		RM5.00(125 円)/承認文書
利用者登録料	大口利用者	RM500(12,500 円)
	小口利用者	RM200(5,000 円)
Mail Box 料金	大口利用者	RM160(4,000 円)/月
	小口利用者	RM90(2,250 円)/月

(註)ＮＳＷ―利用者間はＸ４００方式[35]を使用したメールで接続される。
　セキュリティーは SSL[36]を適用、128bit 暗号化

[35] メッセージ処理システムの一種で、電子メールの標準に関わるもの。

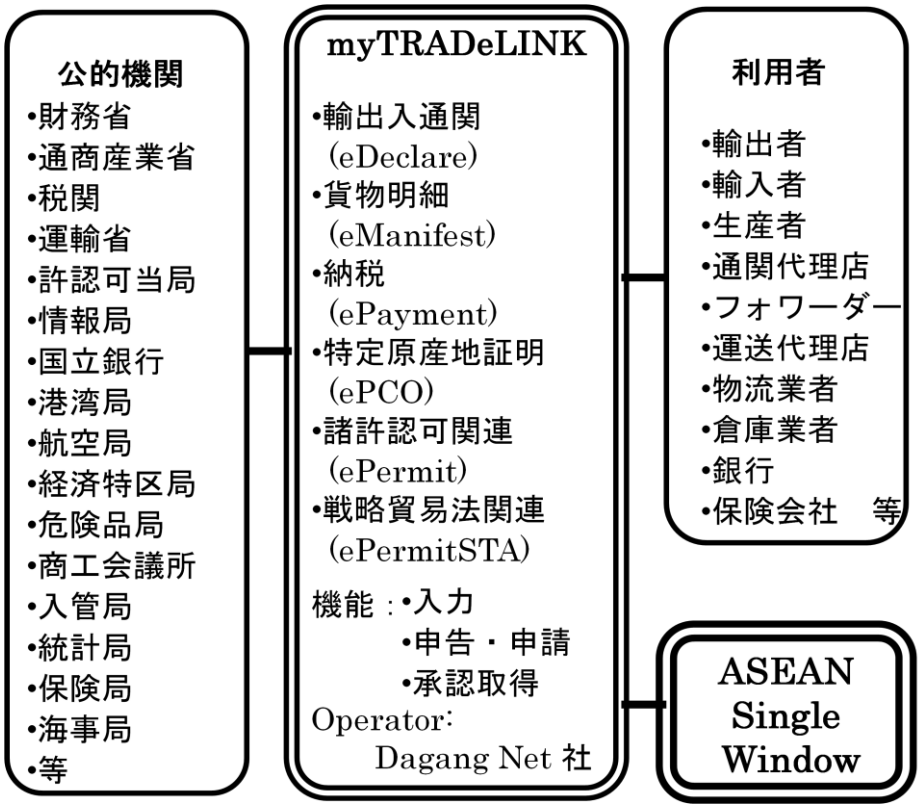

図６　マレーシアＮＳＷ　　“myTRADeLINK”

3.4.2　電子文書に関わる国内法整備状況

- 証拠法(Evidence Act)、刑法(Penal Code)、銀行関連証拠法(Banker’s Evidence Act)が 1994 年に改正され、コンピューターにより生成された文書は裁判法に適合する旨が確認されている。
- 電子署名法（法令 562 号）が 1997 年に公布された。

3.4.3　電子署名関連

- ＮＳＷ利用に際して電子署名は原則として不要。
  但し e-Payment を利用する時は、電子署名の秘密鍵が必要で、機密情報は暗号化することになっている。
- マレーシアのＣＡ（Certificate Authority =認証局)は、① MSC Trustgate 社 ② Digicert 社の２社
- 監督主管は Ministry of Commerce

[36] SSL=Secure Sockets Layer：サーバー側であるＮＳＷとクライアント側である利用者との間の伝送において、データの暗号化、認証、改竄検出の機能を提供する仕組み。

- MSC Trustgate は、Pan Asian e-Commerce Alliance(PAA)のメンバーである Dagang Net 社をサポートしており、PAA の規約に則って他 PAA メンバー国のＣＡと相互認証(Mutual Recognition)を交わしている。

3.4.4 参考事項

- Dagang Net 社 はＮＳＷのオペレーターであると共に、独自に MyPorts というサービスを貿易関係業界に提供しており、Ｂ－Ｂで海外との商用貿易文書のデータ交換を行っている。
- 法定文書保存期間は７年。電子データの場合は最初の２年はオンラインで参照できること、残５年はオフラインでの保管可。
- ＮＳＷのメンテナンスは Dagang Net 社の責任だが、コンテンツの改変作業等は担当各省庁の責任となっている。
- ＮＳＷの機能として海外とのデータ交換が可能

3.4.5 問題点

産業界には、ＮＳＷが提供する汎用サービスが特定産業固有の事情に充分適合しない等の理由から、産業界独自の Single Window を構築したいとの意向を持つ向きが有り、今後調整を要する。

3.5 タイのＮＳＷ

3.5.1 概要

（１）現況

“Thailand National Single Window”の名称で稼働中。

Phase-1 として、2008 年 7 月、前身となる“e-Logistics”システムが稼働した。その後 Phase-2 として 2011 年 12 月から上記のＮＳＷとなった。

アクセス先：http://www.thainsw.net/INSW/

オペレーター：The Customs Dept.

(Yip In Tsoi and partner 社（私企業）がサポート)

維持管理責任者：The Customs Dept.

管轄省庁：財務省（Ministry of Finance）

開発費用：政府予算　約 1400 万ドル（約 11 億２千万円）

実績：

取扱文書数：　月間約6,300万メッセージ(2012年6月)

登録会社数：　約8,000社

利用者数：　約125,000人

利用率：　電子申請が可能なケースでは、電子申請の利用は義務化されている。

連携行政省庁数：　２８行政機関　および　５関係機関

Customs Dept.　Dept. of Foreign Trade
Port Authority of Thailand　Port/Airport
Dept. of Fisheries　Dept. of Disease Control
Dept. of Business Development
Food and Drug Administrations 等々

海外との実証実験　輸出申告およびインボイス（2012年実施中）

相手国：ラオス

原産地証明　（2012年取り進め中）

相手国：台湾　（G-G、 B-B 両ルート）

（２）取扱い文書

Import customs declaration	Customs clearance result
Export customs declaration	Cancel declaration
Duty payment	Import License
Duty refund declaration	Export License
Tax incentive declaration	Quota license
Vessel schedule	Import certificate
Flight schedule	Export certificate
Sea cargo manifest declaration	Certificate of Origin
Air cargo manifest declaration	ATIGA Form-D
Land cargo manifest declaration	Transfer declaration
Express goods declaration	Bonded warehouse declaration
Cargo movement declaration	RFID declaration (message)
Cargo release notification	Response Message
Payment order	Debit advice
Cancel instruction	Credit advice

その他 Invoice, Packing List, Waybill など何でも利用者からの相談にのれる体制となっている。

（３）提供サービス

① Customs Declaration (e-Import, e-Export)

税関拠点は国内に約６６０ある。

海港、空港、コンテナヤード、内陸コンテナ置き場、

Free Zone、保税加工場、各種倉庫　等々

② e-Payment (関税等の支払い)

③ e-Manifest　④ e-Licensing　⑤ e-Express

⑥ e-Tracking　⑦ e-Seal (RFID)

（４）タイＮＳＷが持つ機能

① 行政機関と民間を結ぶ国ベースのルーターとしての機能

② 行政機関システム各々にＮＳＷが持つ容量を分割提供する機能

a) 各種許認可申請システム

b) 通関申告システム

c) 支払い申請システム

d) Track & Trace システム　等

③ 基本情報に関わるデータベース機能

a) 稼働に関わるガイドライン

b) 法律、規則、協定、MOU 等に関わる情報

c) トレーニング用の教材

d) 参考情報類

e) 国の標準となるデータの類型

f) 国際標準のコード類

g) 研究レポート類　等

④ ＡＳＷやその他の Single Window との接続に、国として一本化された接続拠点を提供する機能

（５）利用料金

ＮＳＷは政府予算で開発・稼働されているので、ＮＳＷそのものの利用料金は無料。但しサービスプロバイダー経由で利用する場合は、25kb 迄 25 バーツ（約 60 円）、1kb 増す毎に１バーツ、１文書当りの最大限度 300 バーツ（720 円）の支払いを要する。

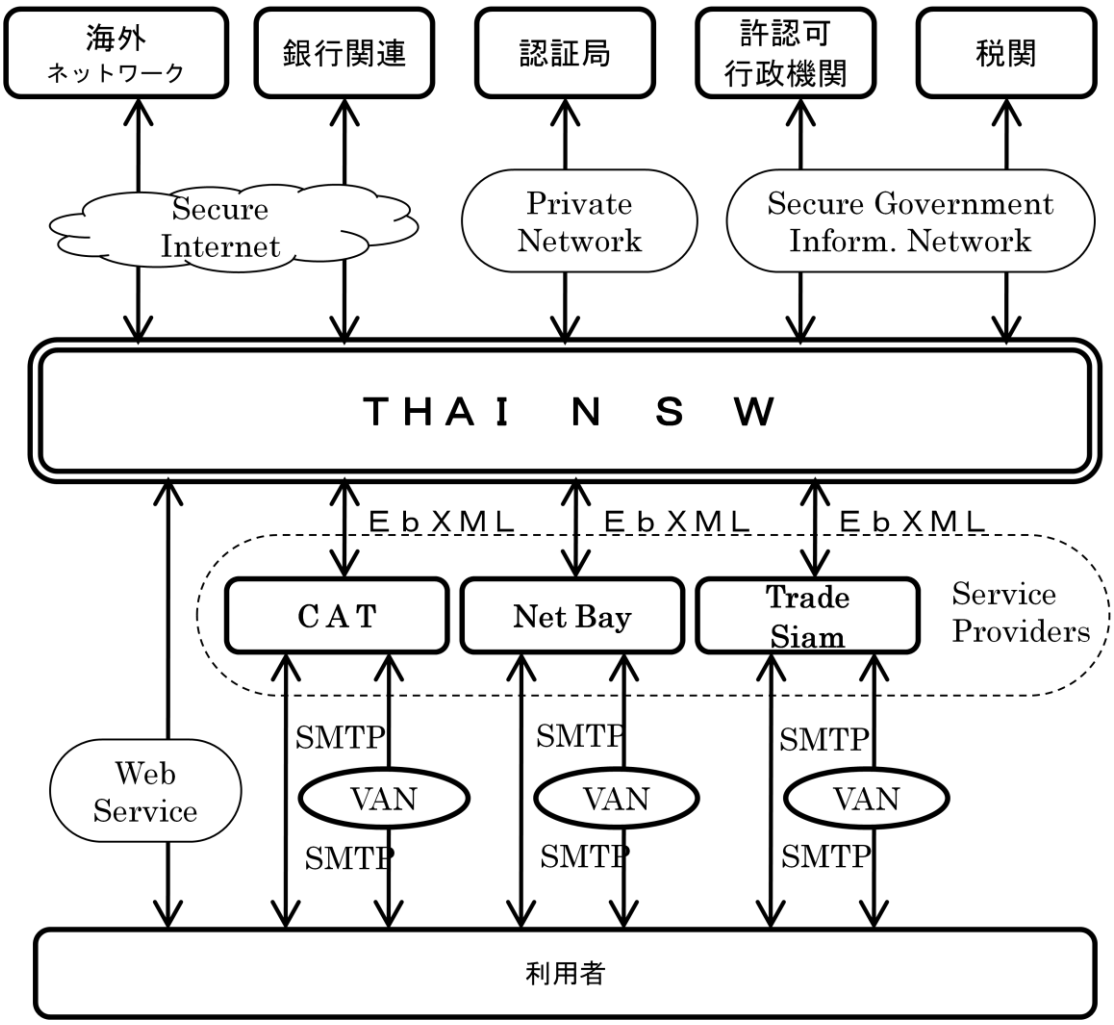

図７　タイにおけるＮＳＷとその他関係機関・組織との関係

3.5.2　電子文書に関わる国内法の整備状況

- 電子取引法(The Electronic Transactions Act)2001 が、2002 年 4 月 3 日に発効した。同法は、電子取引が書面を使用した取引と同等の法的効果と有効性を持つことを保証し、電子取引円滑化のための電子署名を可能にするなど、電子取引の導入を支援するための主たる法律である。
- 但し法廷での紛争解決処理のためにはデータを書面に印刷して提出する必要がある。
- 法体系全体の整合性維持のために、輸出入・物流に関連する法令を中心に約６０の法律の改正が必要となる見込み。

3.5.3　電子署名関連

- ＮＳＷにおける文書には、通常電子署名が必要となる。
- 但し国家認定の認証局(Certificate Authority)は存在しない。2012年現在、国務院(The Council of State)にて認定基準を策定中。
- 公共の認定局は次の３社となる。

  CAT Telecom (http://www.thaipki.com)
  TOT (http://www.ca.tot.co.th)
  Thai Digital ID (http://www.thaidigitalid.com)
- 海外から受領する電子文書に付された電子署名の有効性については、電子取引法第３１条に、電子署名と証明書の信頼度が同法に規定しているレベルよりも低いものでない限り、国内のものと同等の効果を持つとして許諾している。

3.5.4　参考事項

- 法定文書保存年数は５年～１０年
- ＮＳＷが取扱うデータ・プロトコルは国際基準として認められているもの殆ど全て。

3.6　インドネシアのＮＳＷ

3.6.1　概要

（１）現況

ＩＮＳＷ（Indonesia National Single Window）が2010年より稼働中。前身であるCustoms EDIは1996年に稼働を開始したが、その後ASEANの協定によりNational Single Windowを構築することになったのを受け、この同システムをNational Single Windowに強化する省庁横断的なプロジェクトがスタートした。輸入に対応したSingle Windowが2007年に試験稼働、2009年には輸出にも対応させて、2010年には主要５大港において輸出入に対応したNational Single Windowの体制が整えられた。

アクセス先： http://apps1.insw.go.id/

オペレーター： EDI Indonesia社
1995年に政令KM.89/HK/501/PPT-95により設立された会社。ＩＮＳＷ運用のためにCustomsを通じて国家予算が注入されている。

ＮＳＷの維持管理責任者：EDI Indonesia 社
文書フォーマット等の改変・改修責任者： Customs
政府の管轄省庁： Ministry of Finance （財務省）
Coordinating Ministry of Economic Affairs
（経済担当調整省）

実績：

取扱文書数： ２万件／日
Traffic 数： 1.4 億 traffic／日
登録会社数： 約３０００社 （内、輸入業者１４００社）
適用港： 全国主要５港で適用される
利用率： 電子化された行政手続きにはＮＳＷ利用が義務化されている。

参加行政省庁	ＮＳＷ連携システム
Customs	Customs EDI
Food and Drug Agency	e-BPOM System
Foreign Trade	Ina Trade System
Agriculture Quarantine Agency	PPK Online
Fishery/Marine Quarantine	PPK Online
Ministry of Health	e-Pharm
Postel	Postel System
Nuclear Energy Control Agency	B@US Online
Sea Transportation	Ina Port Net
Air Transportation	Airport Net
Ministry of Agriculture	Web form
Ministry of Energy	Web form
Ministry of Environment	Web form
Ministry of Forestry	Web form
National Police HQ	Web form
Ministry of Defense	Web form
Central Bank	

（２）取扱い文書データ

輸入関連ライセンス類 １８種類
輸出関連ライセンス類 全種類

（３）利用料金： 運営は国家予算によって賄われているため無料

図８はインドネシアにおける貿易関連手続きにＩＮＳＷがどのように関連しているかを示すフローである。

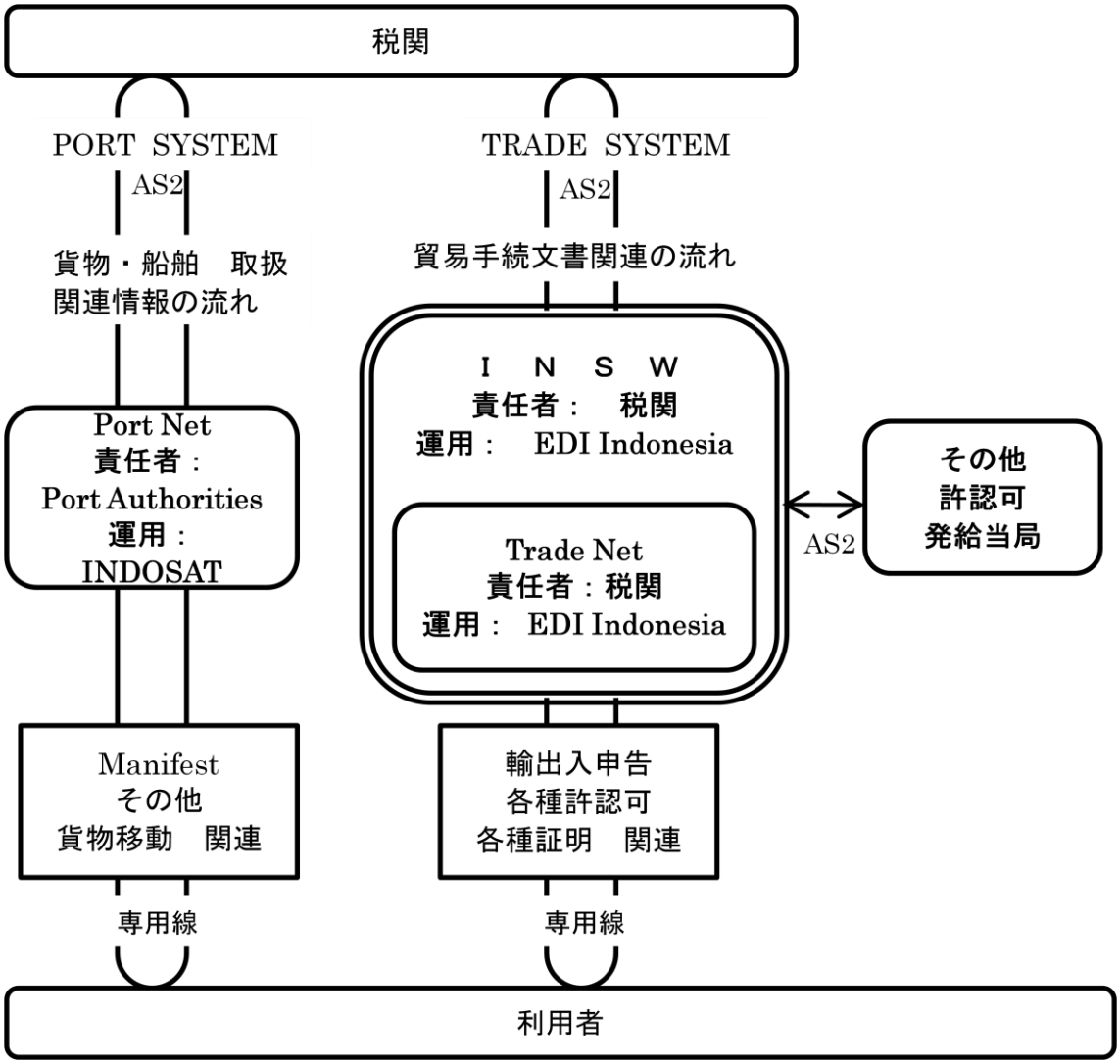

図８　インドネシアＮＳＷと貿易関連手続きのフロー

3.6.2　電子文書に関わる国内法の整備状況

- 2008 年に施行された電子商取引および情報に関わる法律 11/2008 号（通称 ETI＝Law No. 11 of 2008, regarding Electronic Transactions and Information）が主たる関係法規。同法には、例えば電子情報、電子文書、およびそれらのデータを書面に印刷した文書は、同法により書面文書が（特に）要求されていない限り、有効な法的証拠文書と考

えてよい、[37]というような内容や、電子署名が有効であるための条件等、電子商取引に関わる事項が規定されている。

3.6.3　電子署名関連

- 電子署名に関わる規定は上述の ETI 法にある。
- 100%必要とされるのは国際文書データ交換の時のみ。
- 電子署名のための認証局(Certificate Authority)はＮＳＷを運営する EDI Indonesia が自社で立てているものも合わせて２０社ほどあるが、政府の認証を受けているものは無い。

3.6.4　参考事項

- 法定文書保存期間は１０年
- 他システムとの接続はＡＳ２／EDIFACT を使用
- 利用者との接続は専用回線使用
- 他に WEB でのサービスを提供
- 海外とのデータ交換は ebXML を使用し、AXWAY から提供を受けている ASW Gateway を介して行っている。
- ＡＳＷの項を参照願いたいが、構築されるＡＳＷモデルには、Federation 型 Single Window の弱点を補うべく、Regional Services と称する「ＡＳＷおよびＮＳＷ関連の共有情報を一元的に格納するデータベース」が設置される可能性が高い。インドネシアは ASEAN 事務局の所在地となっている事情もあってか、2012 年現在この Regional Service のための Server をボランタリーで提供している。

3.6.5　ＩＮＳＷの構築を巡るインドネシアの事情

インドネシアにおけるＮＳＷの展開は、2009 年に再選を果たしたユドヨノ大統領が推進する国家機関内の汚職体制一掃政策[38]と密接に関係しているところに特徴がある。

---

[37] Electronic information and electronic documents, including their printouts, can be considered valid legal evidence, unless the law requires such documents to be in writing.

[38] 大型汚職事件の専門捜査機関　汚職撲滅委員会(KPK)では、2011 年 12 月にアブラハム・サマド氏が新委員長に就任、2012 年 7 月 30 日、前国家警察交通局長を汚職事件の容疑者として家宅捜索を行うなど、浄化に向けた強硬な施策が打ち出されている。

行政手続きの透明化に寄与するとみられるＮＳＷに多大な期待が寄せられ、大統領の意向によりＮＳＷの構築に向けて関連省庁を強くリードせよとの大統領の意を受け、ＩＮＳＷ準備チーム（図８参照）が設置された。

関連する 18 の省庁がメンバーを出しているが、ＩＮＳＷに連結されるシステムを運営する省庁、あるいはＩＮＳＷに連結するために新たに業務見直し・電子システム化を必要とされる省庁のいくつかは、当初、現行システムや業務形態の変更に消極的な部分があり、必ずしも十分なスピード感を持ったチーム活動が出来なかった。これを是正するためメンバーの責任者レベルを次官、総局長クラスとすることにした。2012 年現在はＮＳＷの充実化や ONE STOP サービスの拡充に向けて着実に作業が進められている。

関連省庁システムのＮＳＷへの連携推進は、経済担当調整大臣の所轄の一部ではあるが、直接各省庁に命令を出す権限は持っておらず、従って強制的にＮＳＷへの連結を進めることは出来ない。またシステム連携に要する費用は、各省庁がそれぞれ財務省と折衝して引き出す必要がある。

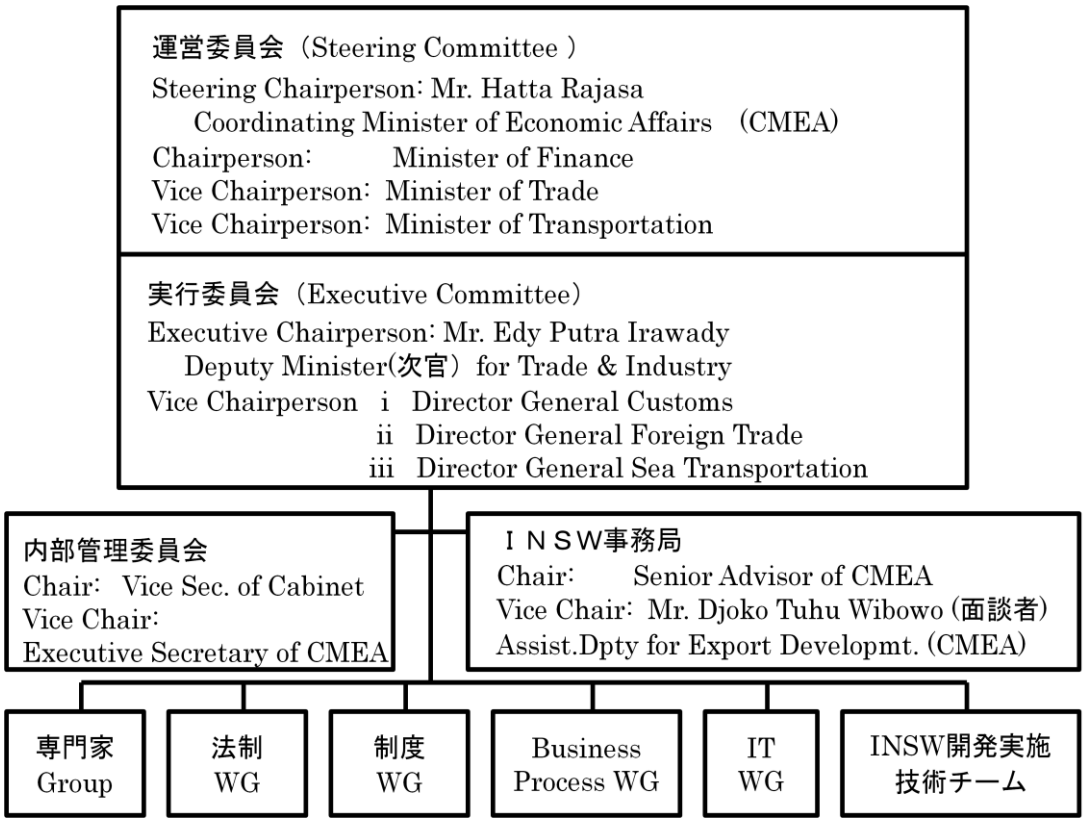

図９　インドネシアＩＮＳＷ準備チーム

3.7　フィリピンのＮＳＷ

3.7.1　概要

（１）現況

2009 年からＰＮＳＷ（Philippines National Single Window）の名称で稼働中。

2005 年 12 月 27 日付の大統領府令(Executive Order)482 号を以ってＮＳＷ構築プロジェクトが開始された。2012 年現在のＮＳＷは、RA9184 法による入札の結果 Crown Agents 社（英国）が受注し、同社の Single Window 製品(TRIPS)をベースとして 2009 年に構築されたもの。

アクセス先：　http://www.nsw.gov.ph

オペレーター：　Bureau of Customs　（Crown Agents 社が支援）

維持管理：Bureau of Customs

管轄省庁：Bureau of Customs

実績

利用実績件数：　平均約 3,000 件／日　（凡そ 90%の使用率）

利用者数：　約 2,800 社

連携行政省庁　（連携済み　＝　３０機関）

Sugar Regulatory Admin.＊	Philippine Drug Enforcement A
Bureau of Internal Revenue＊	Firearms and Explosive Office
Bureau of Product Standard	Philippine National Police
Bureau of Customs＊	Forest Management Bureau
Board of Investments＊	Environment Management Bureau
National Food Authority＊	Philippine Ozone Desk
Food and Drug Admin.＊	Maritime Industry Authority
Phil. Economic Zone Authority＊	Civil Aviation Authority
Bureau of Import Services	Optical Media Board
Bureau of Quarantine	Phil. Nuclear Research Ins.
Fertilizer and Pesticide Auth.	Philippine Coconut Authority
National Meat Inspection Ser.	Department of Health
National Telecom Commission	B. of Fisheries & Aquatic Res.
Bureau of Export Trade Prom.	Bureau of Plant Industry
Dangerous Drug Board	Bureau of Animal Industry＊

（連携予定　＝　１０機関）

Land Transportation Office	Insurance Commission
Philippine Shippers’ Bureau	One Stop Shop (DoF)

Bureau of Immigration　　Fibber Industry Develop Admin
Bangko Sentral ng Filipinas　　N. Intelligence Coordinating
Intellectual Property Office　　Criminal Invest. Detect Group

＜注＞下線の行政機関はシステムを地方に分散、輸出入許可発行のパイロットテスト中。

＊印の機関は電子発行を実施。

税関の連携については、3.8.5 参照。

（２）取扱文書データ

連携機関が管理する各種手続き様式全般（輸出入申告、各種許認可　等）

申請する機関を選択すると、画面上にその機関が提供する手続文書のメニューが表示され、メニューを選ぶと当該様式が表示される仕組み。

必要な添付書類についてもアップロードすることで電子的に添付することが可能となる。

（３）利用料金

開発から運用に至るまで全ての経費負担は政府予算による。従ってＮＳＷの利用に関わる利用者の負担は無い。但し、許認可発行部局の発行手数料は従来の料金が継続して賦課される。

3.7.2　電子文書に関わる国内法の整備状況

2000 年に制定された Electronic Commerce Act of 2000（電子商取引法　正式名称：Republic Act. No.8792 - An Act providing for the Recognition and Use of Electronic Commercial and Non-Commercial Transactions and Documents, Penalties for Unlawful Use thereof and for other purposes）が相当する。同法第二章７節には、電子文書は、他の文書や法的文書（「他の」とは即ち書面によるもの）と同等の法的効果、有効性および執行力を有する[39]と規定されている。

3.7.3　電子署名関連

- 国内の手続き関連では、電子署名は要求されていない。
- 適用要領等については、上記 Electronic Commerce Act に記載されている。
- 2012 年現在、ＣＡ(Certificate Authority)は存在しない。
  DTI (Department of Trade and Industry) にて CA 認証基準策定中。

[39] Electronic documents shall have the legal effect, validity or enforceability as any other document or legal writing.

3.7.4　参考情報

- ＮＳＷが全面的に稼働するに至った暁には、書面での申告・申請等を終了させる方針。
- 輸出許可不正取得や使用済み輸出許可重複使用などの違法行為防止にＮＳＷは役立つ。
- 商用文書類の法定保存期間は 10 年。但し税関の事後調査のための保存期間は３年。
- 関税は e-Payment での納税が可能。
- 輸入時における輸入許可にはバーコードが振られており、これを利用して通関済み貨物の移動管理がなされている。
- 通関許可関連の利用者への返信文書は、利用者が書面に印刷して後続業務に使用。
- ＮＳＷを利用するためには、先ず税関が提供する CPRS（Client Profile Registration System）に登録を行い、かつ利用する許認可関連発給システムについて、当該機関から信任証（Accreditation）を受けている必要がある。
- ＮＳＷとサービスプロバイダーの間は ebXML のプロトコルが使用されている。利用者とサービスプロバイダーの間のセキュリティーは I/D パスワードで管理されている。
- サービスプロバイダーは次の３社
  ① InterCommerce Network Services (http://www.intercommerce.com.ph)
  ② Cargo Data Exchange Center (http://www/cdec.com.ph)
  ③ E-Konek Pilipinas (http://e-konek.com)

3.7.5　ＮＳＷと税関システムの二重構造 ――― 問題点

- ＰＮＳＷはフィリピン政府主導で構築され、その運用責任は税関に課された。一方税関は既に独自に二つの税関システムを運用している。一つは Economic Zone からの輸出に適用されているもの、もう一つは 2012 年 6 月に本格稼働を始めた Economic Zone 以外からの輸出に適用されるものである。それら二つの税関システムは将来、新規に稼働開始したシステムに統合される予定だが、更にこれをＰＮＳＷと統合させることについては、開発ベンダーの違いもあってか、実現が困難な状態にある。
- ＰＮＳＷは、可能な限り関係省庁のシステムと連携し、これらを集結させているが、税関システムとの連携がとれていないので、実際に視

察した実務の現場でも、コンピューターを２台並べてＰＮＳＷと税関システム両方の画面を見ながら入力作業をしており、User Friendly な形にはなっていない。
税関の側からみても、二つの税関システムを管理し、更に他の許認可情報についてＰＮＳＷを参照する必要がある。

- また、一般的には利用者がＮＳＷに一括して入力したデータが、複数の行政手続きシステムに適宜共有されて、輸出入手続きが進むことになるが、ＰＮＳＷでは逆に、利用者がサービスプロバイダー経由で関係省庁の許認可システムに個別に入力したデータとその処理結果が、ＰＮＳＷに転送される流れがある。

2012 年現在取り進められている Phase-2 では、合理化・標準化が行われるとのことだが、いずれにせよシステムを整理統合する必要がある。（図１０参照）

（１）Economic Zone の内容

① PEZA (Philippines Economic Zone Authority)
② Economic Zones and IT Parks
③ Free Port Area of Bataan
④ Clark Special Economic and Free Port Zone
⑤ Subic Special Economic and Free Port Zone

- Economic Zone で提供されているシステム

AEDS (Automated Export Declaration System) <u>通称 PEZA AEDS</u>

① PEZA Expanded AEDS
② Authority of the Free Port Area of Bataan/Subic Bay Metropolitan Authority AEDS
③ Clark Development Corporation AEDS

（２）ECONOMIC ZONE 以外で提供されているシステム

ｅ２ｍ AEDS システム、 <u>通称 e2m</u> (Declaration および Manifest)。Unisys 社により開発されたシステムで、2012 年 6 月より稼働開始。

利用者は当面サービス・プロバイダー（上記３社）を通じてシステムにアクセスすることになる。各利用者には 6 月末までに自社が契約するサービスプロバイダーを通じて Client Profile Registration System(CPRS)に登録することが求められた。書面での申告受付は終了。

（３）利用者が、ＰＮＳＷ直接ではなくサービスプロバイダー経由で、アクセスしなければいけない行政手続き

① 輸入証明（Certificate of Authority to Import）

- 行政機関：Bureau of Internal Revenue（内国歳入局）

② 動植物検疫証明（Sanitary and Phytosanitary Certificate）

- 行政機関：Bureau of Plant Industry（植物産業局）
  Bureau of Fisheries Aquatic Resour.（水産資源局）
  Bureau of Animal Industry（動物産業局）

③ 輸入許可証（Electronic Import Permit）

- 行政機関：PEZA 等上記（１）に記載の①～⑤

④ 輸出申告（Electronic Export Declaration）

- 行政機関：PEZA 等上記（１）に記載の①～⑤

（４）「PEZA AEDS システム」は将来「ｅ２ｍシステム」に統合される予定。

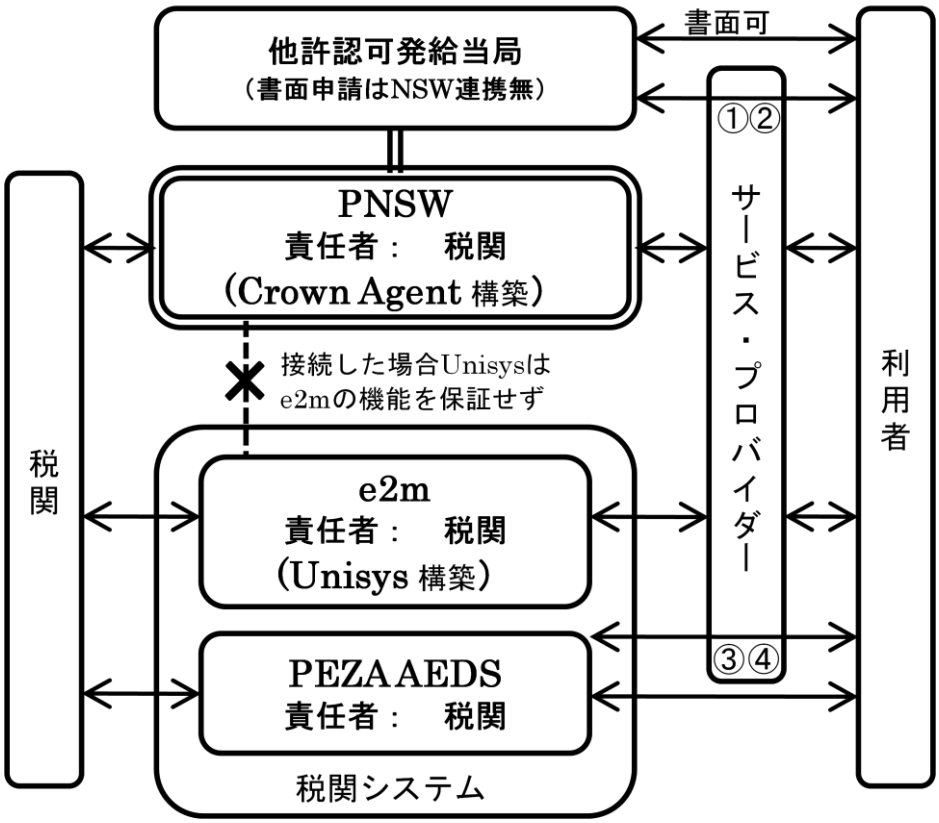

図１０　　フィリピンのＮＳＷと税関システムとの二重構造
（図中に記載の①②③④のマークは上記（３）の①②③④に該当）

3.8　ベトナムのＮＳＷ

3.8.1　概要

（１）ＮＳＷは、2014 年に稼働を開始する見込み。

2012 年現在、ベトナムでは e-Customs が税関システムとして稼働している。一方、日本のＮＳＷであるＮＡＣＣＳシステムをベトナムに展開する作業が、日本の援助により進行中であり、2014 年に完了してベトナム版ＮＡＣＣＳがＶＮＡＣＣＳの名称で稼働を開始する予定である。これがベトナムのＮＳＷとなる。

なお、ＶＮＡＣＣＳの完成を待ち、既存の税関システム e-Customs は、一部を除いて機能を停止する予定である。

ベトナム政府におけるプロジェクト責任省庁：

General Department of Customs　（税関総局）

ＶＮＡＣＣＳプロジェクト予算

26.6 億円　（日本の無償援助[40]）

因みにベトナムには貿易手続関連で、2005 年～2011 年までの間に、世銀から 6,590 万米ドルが提供されている。

（２）連携が予想される行政機関

政府の省庁は４８（地方行政区以外）あり、それぞれ行政処理関連のシステムを持っているが、利用者に電子申請窓口を提供しているのは次の１１省庁である。ＶＮＡＣＣＳが完成した暁に連携できるのは、当面この１１省庁と考えられる。

Ministry of Finance、
Ministry of Trade、
Ministry of Health、
Ministry of Transport and Communications、
Ministry of Agriculture and Rural Development、
General Department of Customs、
Ministry of Industry、
Ministry of Justice
Ministry of Defence、
State Security Committee、
Office of Government

（３）提供が予定される機能

輸出入申告、e-Manifest、e-Certificate of Origin、e-Permit
e-Payment（関税の支払い）、e-Office（諸事務手続き）

[40] ASEAN Single Window との連携の糸口を得ると共に、日本とベトナム間の貿易振興に資するための無償援助。

○　港湾関係では、Manifest を Excel で作成するケースが多い。輸入申告されたものが全品通関引取りをされたかチェックするには、この方法の利便性が高いとの見解がある。

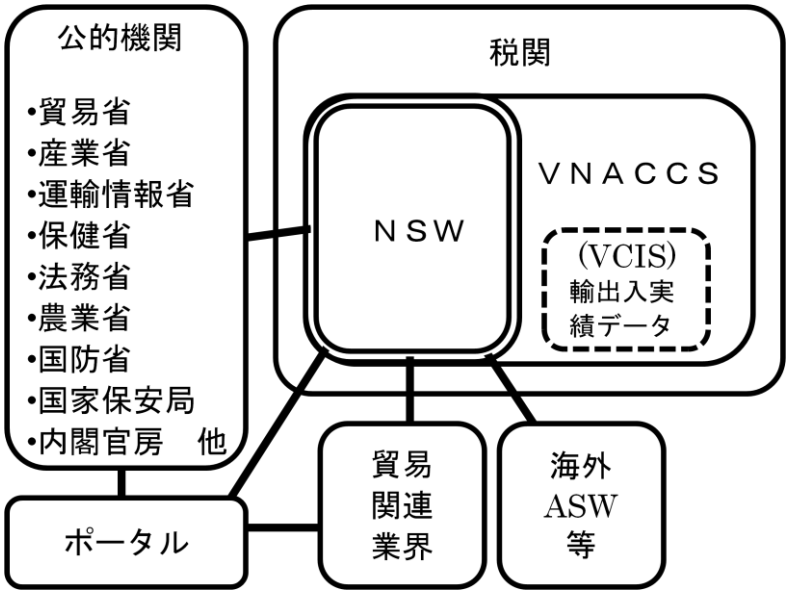

図１１　ベトナムＮＳＷ　“ＶＮＡＣＣＳ”

3.8.2　電子文書に関わる国内法の整備状況

Law of E-transaction が 2006 年 3 月 1 日に発効している。

この法律はデータ交換に関わる諸問題をほぼ網羅している。

3 条：同法の規定に抵触する国内法が有れば同法が優先する。

5 条：同法の原則は利用者の権利や権限を保護することにある。

11 条：電子であることを理由にした差別の禁止

12 条：紙の書面と同等の有効性の保証

14 条：データであることを理由に証拠性に差を付けてはいけない。

15 条：一定の条件のもとに保存されたデータは書面と同等に扱う。

16/17/18/19 条：　データの発受信の時点等に関わる規定

20-32 条：電子署名関連の諸規程

（うち、27 条は、海外 Certificate Authority の有効性に関わる規定）

33-38 条：電子契約の有効性に関わる規定

39-43 条：各省庁との連携に関わる規定

44-49 条：セキュリティーや守秘義務に関わる規定

50—52 条：紛争解決要領

3.8.3　電子署名関連

電子署名については上述の Law of E-transaction に詳細な規定があり、行政に関係した手続きには原則として電子署名が求められる。

ベトナム国内の Certificate Authority は次の６社：

①ＶＮＰＴ（Vietnam Ports and Telecommunications Group）

②Nacencomm,　③Viettel,　④The ＦＰＴ　⑤Bkav、⑥The ＣＫ

同法第２７条の規定により、海外から伝送された電子文書に付けられた電子署名についても、同法の規定[41]を満たすものであれば、海外のＣＡによる電子署名が承認されることになっている。

3.8.4　第三者によってフォーマット変換された電子文書の有効性

例えば輸出者が、ＮＳＷ（あるいはＮＳＷへの伝送仲介を行うサービスプロバイダー）に、輸出者独自のデータフォーマットで作成した電子文書をそのまま送り、ＮＳＷ（あるいはサービスプロバイダー）が付加価値サービスとして、そのデータ文書を ASEAN 共通のフォーマットに変換して輸入国のＮＳＷに伝送する場合、このフォーマット変換行為が見掛け上改竄行為と同列に見做されないかという問題がある。Law of E-transaction 第１３条の規定[42]の解釈次第では、このフォーマット変換行為は改竄とは見做されない可能性がある。ただし、フォーマットの変換と共に、オリジナル作成者の電子署名も原文と一緒に消えてしまう問題については、別途どのように対応するかを決めておく必要がある。（例えば、フォーマット変換者の電子署名で代用させる等）

3.8.5　参考情報

- 商用文書の法定文書保存期間は１０年。
- 利用者はインターネットを介してＮＳＷにアクセスすることになる。セキュリティーとしてはＳＳＬの導入が予定される。
- WEB サービスも予定されており、I/D Password で管理される。

---

[41] The determination of the reliability of foreign e-signatures and e-certificates must be based on recognized international standards, on treaties to which the Socialist Republic of Vietnam is a contracting party and other relevant factors.

[42] The contents of a data message are considered intact when they remain unchanged, except for changes in their appearance, which arise in the process of sending, storage or display of the data message.

3.8.6　問題点

- 省庁の中には貿易関連手続きのシステム化が進んでいないものもある。当該許認可関係あるいは証明書関係で、その申請や発行が電子化されていない場合、ＮＳＷが完成しても接続が出来ない。従って各省庁のシステム化が急務となる。
- Law of E-transactions の第８条には、同法令の趣旨に則り、各省庁は電子サービスを充実させなければならないとの規定がある。しかし省庁によっては、本音では、システムを整備するより、安価な人件費が享受できる人手で対応する方が合理的との思いがある模様。港湾関係では、サービスの電子化による One Stop ではなく、各省庁の申請窓口を物理的に一カ所に纏めて、申請者がその一カ所さえ訪問すれば、各省庁への申請が一時に出来るような仕組みが提供されているケースもある。例えば港湾管理者・港長への申告、入管手続き、税関手続き、動植物検疫などが、一カ所を一回りするだけで済ませることができるといったものである。それなりに合理化に工夫を凝らしている現場へは、慎重なアプローチが必要となる。
- また、中には検疫関連などでは、まだ原本が要求される現場もある模様。業務仕様の見直しも同時に必要となる。
- ベトナムにＮＡＣＣＳが展開されれば、当然日本との二国間の貿易データの伝送環境は飛躍的に良くなるが、その環境を効率よく利用するには、実際に貿易業務を行っている両国のＢ－Ｂに対する充分な普及啓蒙活動が必要となる。
- ＶＮＡＣＣＳとの連携を要として、日本が ASEAN 諸国と良好なコネクティビティーを実現させるには、ベトナムに ASEAN の中で積極的な位置を占めてもらう必要がある。

3.9　ラオスのＮＳＷ

3.9.1　概要

（１）現況

2012 年現在、ＮＳＷ構築の方法について検討中である。

2012 年６月に Department of Import and Export (DIMEX), Ministry of Industry & Commerce（商工省　輸出入局）が Lao Trade Portal (http://www.laotradeportal.gov.la) を立ち上げたが、これは貿易手

続きのためには何が必要かの情報を網羅したポータルサイトで、利用者をガイドするだけで、これ自身が行政機関のシステムと連携していることはなく、何かの手続きにかかわるサービスを提供することもない。

一方、税関システムとしては、世銀の無償資金 600 万ドル（税関の近代化費用を含む）を得て構築された ASYCUDA World システム (http://laocustoms.laopdr.net/) が稼働しており、2012 年現在、Customs Declaration 手続きを、Thanaleng 国境税関でのみ提供している。因みに ASYCUDA は国連 UNCTAD が開発・普及を進める電子通関システムである。こちらの方の管理は Customs Department, Ministry of Finance が行っている。

Lao Trade Portal の上記性格から ASYCUDA システムとの連携はない。

（２）ＮＳＷ準備委員会

ＮＳＷ構築に向けて種々方策を検討しているのがＮＳＷ準備委員会であり、委員はつぎのとおり。

Chairperson: Vice Minister of Finance
Vice-Chairperson: Director General of Customs（税関総局長）
Vice-Chairperson: Head of Cabinet
委員（DG = Director General 総局長 DDG = Deputy DG）
Ministry of Industry and Commerce (DIMEX) (DDG)
Chamber of Commerce (DG)
Tax Department (DDG)
Department of National Treasury (DDG)
Ministry of Transportation (DDG)
Planning Dept. of Ministry of Agriculture (DDG)
Ministry of Science and Technology (DDG)
Ministry of Information Technology (DDG)
+ Private Sector (LIFA)

（３）利用料金

2012 年現在、ASYCUDA 利用にあたっては僅かながら課金をしており、ＮＳＷが構築された後も、同様に課金を続ける考えとのこと。

3.9.2 参考情報

- 2012 年現在、電子文書の有効性に法的根拠を与えるための法律を科学技術省(Ministry of Science and Technology)が立案中。
- 商用文書の法定保存年数は、税関関連では３年間。

- ＮＳＷは貿易円滑化戦略 2011-2015 の項目として位置づけられている。
- 海に接していないラオスとしては、隣国との国境通過を如何に効率よく実現するかが大きな課題であり、ＡＳＷに期待するところ大である。

3.9.3　2012 年現在の ASYCUDA の運用方法

税関以外の行政許認可機関は電子申請・電子発給システムを持っておらず、従って ASYCUDA にも連携されていない。そのため現在のところ、ASYCUDA に入力された Customs Declaration のデータが、他の許認可申請に共用されることはない。Customs Declaration は書面に印刷され、肉筆サインを付した上で、通関等の後続作業に供される。

3.9.4　ASYCUDA World をＮＳＷにする検討

諸許認可発給機関が各々のシステムを構築した上で、ASYCUDA World のシステムに連携し、ＮＳＷに進化させるという考えもあったが、ラオスの担当官がインドネシア、シンガポール、タイを回ってＮＳＷの研究をした結果、ASYCUDA をＮＳＷに強化するのではなく、ＮＳＷは別途新たに構築した上で、他許認可発給行政機関システム（向後開発）と同様に、ASYCUDA も税関システムとしてＮＳＷに連携させる方が良いとの結論に達したとのことであった。

なぜ ASYCUDA World をＮＳＷにしないのかということについては、技術面、コスト面（カスタマイゼーションにかなりの費用がかかるとの話もある）などの要因がある模様なるも、詳細は不明。

3.9.5　ＮＳＷの新規構築方法と問題点

次の二つの方法が並行的に検討されている。

（１）World Bank の支援を受ける方法

World Bank はラオスの事情に適したＮＳＷ策定の Feasibility Study(F/S)のため、135 万ドルの無償提供をコミットした。F/S を請負うのは、PN Group Limited (UK)である。成果物として提出されるのはＬＮＳＷ (Laos National Single Window)の Blue Print。（因みに PN Group は前述の Lao Trade Portal プロジェクトも請け負った由）

ラオスがこの Blue Print に沿ってＬＮＳＷの構築を決定した場合は、World Bank は同所要費用についても追加拠出する意向がある模様。

問題はプロジェクト進行に非常に時間が掛かることの由。上記 F/S だけでも 9～10 ヶ月かかるとの事で、ＮＳＷ推進の大きな目的であるＡＳ

Wに関わるラオスのコミットを果たすという観点からは、そぐわないオプションとの見方もある。

（２）Bureau Veritas 社（フランス）からの BOT（Build, Operate and Transfer）契約の提案を受入れる方法

Bureau Veritas 社 からの提案は、アフリカなどで実績を持つ同社設計のＮＳＷを同社がラオスに構築し、その構築・運用費用はラオスの利用者から利用料の形で何年にもわたって回収していくというものである。すなわち利用料を Bureau Veritas 社が政府の代行として徴収の上これを収納することで、不定額延払いのような形で、漸次費用の回収が進んでいく形となる。回収後はＮＳＷをラオス側に引き渡すことになる。ＮＳＷに係わる知識を持った人材が不足しているラオス政府としては、この提案にかなり興味を持っているとのことである。

問題は次のようなことかと思われる。

① 関税徴収にも絡む一国の基幹システムの一つを、このような形で海外の私企業に丸投げするのはいかがなものかということ。

② ＡＳＷの一角を担うＮＳＷがこの様な形で運営されることに他の ASEAN 加盟国がどう反応するかということ。

③ 形はどうであれ、これは無償援助とは違うので、LAOS の経済負担を伴うこと。

3.10 カンボジアのＮＳＷ

3.10.1 概要

（１）現状

2012 年現在、稼働中の税関システム ASYCUDA World をＮＳＷにする方向で検討中。

（２）経緯

2005 年に Trade Facilitation プロジェクトの一環として、世銀の支援の下で、ラオスと同様、国連仕様の税関システム ASYCUDA の導入が決定された。翌 2006 年、ASEAN の Single Window 構築計画を受けて、Customs を Leading Agency とし、ＮＳＷが建設されることとなった。方針としては、ASYCUDA World が Government Owned System と位置づけられ、ＮＳＷに当てられることとなった。

（３）現在の関係行政機関（ＮＳＷが構築された時に連結が期待されるもの）

Ministry of Health

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
Ministry of Commerce
Ministry of Industry, Mining and Energy
General Departments of Ministry of Economy and Finance

（４）利用料金

輸出入通関には申告料金が課せられており、ASYCUDA による申告にも同料金を徴収している。将来 NSW が出来た暁にも基本的には同じ考え方で臨むが、コスト的に現行の料金体系では十分でないと判断された場合は、料金の改定を実施することになろうとのこと。

3.10.2 ASYCUDA World の現状

ASYCUDA（ASYCUDA World）は、2012 年現在国内約２０の税関で稼動している。ASYCUDA が稼動している税関では書面による申請を受け付けず、ASYCUDA の利用を義務付けている。

現在、利用者は専用線で ASYCUDA に接続しなければならないが、将来的には WEB でのサービスが開始される予定である。

ASYCUDA のオペレーションは、Customs が所内に技術陣をかかえて直接行っており、別組織に運営を任せるような体制は採っていない。

3.10.3 ASYCUDA をＮＳＷとする場合に予想される問題点

ヒアリング等から ASYCUDA を NSW とする場合、次の問題点が浮かぶ。

① ASYCUDA の原点は開発途上国の通関手続きの円滑化を目的とするものであり、他省庁の許認可・証明書等発給機関のシステムの統合を旨とするＮＳＷが必要とする種類の機能を得手とするものではない可能性があること。

② ＮＳＷとして利用する為に ASYCUDA を改変しようとすると、ASYCUDA を開発したときのライセンス問題等があって、スムーズには行かず、かつコストも掛かるとの話もあること。

③ 個別に見ても、税関の他に許認可・証明書発給機関でシステム化されているのは商業省の原産地証明発給システムだけで、これも ASYCUDA に繋ぎ込むのはいろいろな面で難しいと思われること。
（因みに Manifest は港湾当局の管轄となるが、電子申告の体制は無い。）

④ ＮＳＷが構築された暁に連携を要すると考えられる省庁は少なくとも１０省庁くらいあり、2012 年現在 Inter-Agency Coordination Group が構成されて調整に当たっている。（Chair は Customs。） これら１０省庁の許認可・証明書発給のうち、上述のとおり輸出入申告と原産地

証明を除いてその他は、現在のところ書面によって対応している。電子化するには、そのシステムの開発からスタートしなければならないこと。

⑤ システムを開発して繋ぎ込むのではなく、ASYCUDA 自体に種々許認可・証明書発給機能を持たせる方式も考えられるが、技術的な問題、省庁間の問題などがあって難しいこと。

⑥ 更に、ＮＳＷを構築する動機が ASEAN で取り決めた ASW への参加であるとすると、ASYCUDA をベースとしたＮＳＷでＡＳＷに連携していけるか充分な吟味が必要であること。

3.10.4 電子文書に関わる国内法の整備状況

商業省で電子商取引法（e-Commerce Law）を準備中。電子署名関連に係わる規律も含めたものとなる予定。詳しい内容についての吟味はこれからだが、基本的な必要要件は網羅される見込み。

3.10.5 電子署名関連

電子署名については 2012 年現在商業省にて検討中。
現在のところ貿易関連の手続きには、原則として肉筆サインが必要となる。

3.10.6 参考情報

商用文書の法定保存期間は、通関関係の事後調査、国税監査のための文書保存義務期間は基本的には３年。ただし、別途必要と判断された場合は１０年まで延長されるとの規定あり。

3.10.7 カンボジアのＮＳＷに関わる取り組み姿勢

ASEAN の一員としてのＮＳＷ構築の義務はあるが、現実問題としてＮＳＷを構築するにはまだ克服しなければならない問題が山積している。ＮＳＷだけを作っても、それに繋がるべき省庁のシステムの整備が出来なければ、本来の機能が果たせない。従って、全体のバランスを考えながら進めるべきである。一挙に Full Automation を狙わず、出来るところから順次 Automation を進め（Half Automation と表現）移行期間は電子化部分と書面の部分が混在する状態を甘受する必要がある。

因みに ASYCUDA で電子化を実現している通関システムでも、最初から最後まですべて電子化されている訳ではなく、いくつものプロセスで人が介在したり、書面に印刷して肉筆サインを付したりといった工程を経て手続きが進む仕組みとなっている。

カンボジアでは、2015 年を目標にＮＳＷの構築に努力するにあたって留意すべきことは、ＡＳＷに連携するときに、手戻り等の支障が生じないように、常に国際標準・ASEAN 標準を意識しておくことと考えている由である。

4　総括

- ASEAN の中には種々の事情から貿易手続きに掛かる時間や費用が、他国に比べて大きい国もある。このような非効率およびこれに関連する手続き上の不透明な部分を一掃し、成熟度を高めて行かないと、国際競争に打ち勝てず、海外からの投資を引き出すことにも支障を来す恐れがある。
- ＮＳＷはこのような状況を打破するための有効なツールとして評価できる。
- また一方、ASEAN は地域として一つに纏まらなければ、世界経済の中で確たる地盤を固めることは出来ない。「アセアン共同体」の趣旨でもある地域経済の平準化を促進する必要がある。従って自国だけＮＳＷを構築して効率化を図れば済むという問題ではなく、ASEAN の全ての国が国際競争力を高める必要がある。
- ＡＳＷの構想は ASEAN 各国間で貿易関連のデータを相互に伝送できるようにするという技術的な意味合いだけでなく、このイニシアティブを ASEAN 全ての国が合意したことによって、各国がＮＳＷ構築の義務を負うことになり、多少の犠牲を払っても、優先的にＮＳＷ構築のプロジェクトを進めざるをえない状況を作り出したという点にも大きな意味がある。地域経済の振興といっても、国ごとに事情が違い、ともすれば地域よりも国内優先になりがちで、たとえば「各国の国際競争力を高め、これにより地域の国際競争力を高めよう」と言ったところで、掛け声だけでは一時期に足並みを揃えてベクトルを合わせた政策を取ることは難しい。しかしＡＳＷ・ＮＳＷを構築するというような具体的で解り易いテーマが打ち出されれば、結果的に地域経済を意識した施策が各国で取られ、法的な整備も進むことになる。これによって ASEAN の全ての国で貿易手続きの効率化と透明化が進められ、以って各国および地域の国際競争力が強化されるという長期的なメリットが得られる。
- 従って、ＡＳＷでどのようなコンテンツを扱うかというような具体的なところでは、本報告書で説明したように種々の異論があるとしても、ＡＳＷという共通の器を構築するプロジェクトを進めること、あるいは ASEAN 各国が自国のＮＳＷを持つようになるということ自体で、「ＡＳＷ構築計画」は既に ASEAN にとって相応の効果をもたらしているとの見方もできる。
- 何分、状況に大きな差のある１０カ国が集まった ASEAN のこと故、シナリオ通りに動くとは限らず、今後も状況の把握に努め情報の更新を続ける必要がある。

５　本調査を通じた一考察

～ＡＳＷはどのように活用されるのか、それによってアセアンはどのようなメリットが得られるのか～

ASEAN Single Window のプロジェクトを立ち上げたのには、アセアン各国がＮＳＷを持ち、これを連携することでアセアン共同体の強力なツールとすると同時に、その具体的なシンボルにもなるようにとの思いがあったと思料する。しかし、強力なツールとするには、どのような要件が必要か、そのハードルの高さはどれくらいかということについては、後の検討に委ねるということで計画がスタートしたのではないかと思う。

また、ＡＳＷは、各国政府とりわけ税関関係省庁が主導していることから、通関関連の「貿易手続き」の分野には豊富な知識があり、これを基準にしてＮＳＷの連携が検討されてきていると思われる。実際、TRIAL に使われている電子文書は、原産地証明とか輸出通関申告のような、輸出入両国の行政あるいは公的機関が直接関与・必要とするものとなっている。

しかし、これらの貿易手続き関連の文書だけでは、ＡＳＷの有効性が極めて限られたものになってしまう。

＜通関申告データ＞

輸入者が自国のＮＳＷを通じて輸入申告の手続きをする時に、輸入申告の画面を開いて輸出者から別途連絡されたキー（インボイス番号あるいはＢ/Ｌ番号等）を入力すると、輸入申告の画面の項目の相応部分が既にデータで埋められた状態となっているというのがシナリオかと思う。もちろんこれは、アセアン域内で輸出にも輸入にもアセアン共通の ACDD フォームが使用されることによって、輸出国のＮＳＷから輸入国のＮＳＷに送られてきた ACDD 輸出申告データが自動的に反映された結果、ということになる。モデルとしてはこれでいいが、次のような問題がある。

- ➢輸出入申告の実務上では、場合によって差はあるとしても、輸出申告のデータで輸入申告が埋められるのは全体の３割程度と言われ、７割くらいは輸入者が自分で画面に直接入力しなければならないだろう思われること。
- ➢輸出申告のデータで自動的に埋め込まれた項目についても、輸入申告の責任は全て輸入申告者にあることから、誤謬・欠落のチェックが必要なこと。（輸出申告がその国の統計的な用途にしか使われない時には、輸出者にはそれほど重い責任が負わされず、事後訂正も認められ易いので、輸出申告データの信憑性は必ずしも高くないと考えた方が良い。また、輸出申告が本船出

港後でもよいケースでは、輸入申告のタイミングに間に合って輸出申告データが届くかどうかもわらない。）

上記の観点から、ＡＳＷでACDDフォームをやりとりするモデルが本来の機能を発揮できるのは、同じ会社の本店と海外店間の貿易、あるいは強力な企業とそのグループ企業との間の貿易　等、限られた場合になると考えられる。これらの場合では、輸入者は輸出者に対して、輸入申告にも使える正確かつ詳細なデータで遅滞なく輸出申告するように指示することが出来るので、上記の問題が軽減される。

＜原産地証明＞

電子原産地証明については、既に各所で実証実験の成果が判明しているが、現在ＡＳＷ内では第三者機関証明ばかりでなく自己証明も認める方向の議論がすすめられているようである。

自己証明の場合、多くはインボイス（特に電子である必要もない）に原産地に関わる宣言文を入れるだけ故、ＡＳＷを使ってＧ－Ｇの環境で輸入国税関に直接に伝送する必要はなくなる。（利用者にはオプションが増えることについて歓迎されるだろう）。

＜マニフェスト＞

ASEANでマニフェストのフォームを統一しておけば、これを各国が２４時間ルールによってマニフェストを要求する国に伝送する時も、ASEANとして纏まりある対応が可能となり、何らかの変更等に係る協議の場合でも ASEAN をバックにした方が、交渉がし易いということもあろう。しかしながら、ＮＳＷでマニフェストを扱っていない国が複数ある現在、この議論を容易に進める状況にはない。

＜その他認証類＞

検疫証明等がこれに該当するが、電子化・標準化されれば相応に評価されるとしても、これによって国際競争力が増すほどインパクトがあるものとは思えない。

ＡＳＷが本当にASEANの国際競争力を強化するため、また、ASEAN共同体の隅石（Corner Stone）となる機能を持つためには、報告書に記載したＡＳＷがフル稼働した時のイメージのような状況が実現されなければならない。それは結局Ｂ－Ｂを如何に取り込むかにかかってくると言っても過言ではない。

ＡＳＷ関係者は誰も公にはＢ－Ｂを排除したようなことは言わないし、Ｂ－Ｂを目指すという方向性については多くの人が共有しているところと思う。実際にかなりの人がＡＳＷはＢ－Ｂで使われると考えているようだ。問題は“Ｂ－Ｂで使われるためには何が必要か”という要件の理解や現状分析が人それぞれで、簡単に考えている人もいれば、実体としてそのようなＡＳＷの実現は今のままでは難しいので、取敢えずもう少し現実的なところで纏めた方がよいと考えている人もいる。

報告書で記述したとおり、ＡＳＷの法的枠組みの基本的な考え方一つをとっても、電子文書の有効性を各国の国内法に委ねるといった感覚では、Ｂ－Ｂがついていけるか大変疑問である。おそらくこのような方針を決めた人には、ＡＳＷの法的枠組協定が各国の内政干渉になるのは回避すべきであるという考えがあると思う。また、書面の文書による従来の貿易取引においても、特段国内法に優先する国際協定など必要としていないとの判断もあったかもしれない。

そのまま聞けば「なるほど」と納得したくなる話ではあるが、そこに取り上げられていない要素が一つある。それは「物として存在する紙」とは違う「電子」を使った文書を介した貿易取引は、未だその歴史が始まったばかりの段階にあるということである。一般的に周知されたことによって今でこそ使うたびに裏面約款や統一規則を読む人がいなくなったＢ/Ｌ やＬ/Ｃでも、やはりそこに達するまでには相応の長い時間が必要だったはずである。電子文書による貿易取引も、歴史を積み重ねれば、電子署名の相互認証とか、電子文書の所有権移転の時点の規定とか、いちいち詳細を気にしなくても使えるようになると思うが、現段階ではまだ無理と言わざるをえず、特に、利害の対立が頻繁に起きる可能性のある輸出者と輸入者が、上記のようなＡＳＷの鷹揚なメッシュの法的枠組みに基づいて電子文書を使った取引を行うのには、やはりためらいがあるのではないか。

ASEAN 各国の政府主導によって決定・合意されれば、ASEAN 域内ではＢ－Ｂも気にしないでビジネス用にＡＳＷを使うのではないかというのがハードルを低く見た人の見解かもしれない。もしそうなるのであるなら、「このままではＢ－Ｂには使えないのではないか」と危惧は一蹴されてしまうが、実際に ASEAN の中にもＢ－Ｂへの適用を疑問視する声もあることに留意する必要がある。

付記： ASEAN 各国のヒアリング調査面談者、他関係者一覧

主要面談相手：

＜１＞　　アセアン　シングル・ウィンドウ　組織

1. Ms. Ma. Caridad P. Manarang
   ＡＳＷ運営委員会(Steering Committee)議長
   Deputy Commissioner, Management Information System and Technology Group, Bureau of Customs, Philippines
2. Ms. Marianne Wong Mee Wan
   ＡＳＷ技術部会(Technical Working Group)議長
   Senior Assistant Director of Customs I, Royal Malaysian Customs
3. Atty. Simplicio N. Domingo II
   ＡＳＷ法制部会(Legal Working Group)議長
   Director, Legal Service, Bureau of Customs, Philippines

＜２＞　　シンガポール

4. Mr. Leong Peng Kiong
   CEO, CrimsonLogic Pte. Ltd.
5. Mr. Koh Tat Tsen, Jonathan
   Director, Solutions & Consulting, CrimsonLogic Pte Ltd.

＜３＞　　マレーシア

6. Ms. Rita Paul
   Senior Assistant Director of Customs
7. Mr. Wan Ahmad Syatibi
   Manager, Dagang Net Technologies Sdn Bhd
8. Mr. Mohd Nazri Yaakub
   Assistant Manager, Dagang Net Technologies Sdn Bhd
9. Mr. Elaja Raj
   Acting Head, Application Solutions, Dagang Net

＜４＞　　タイ

10. Mr. Sinmahat Kiatjanon
    Director, Planning and Standard Division, The Customs Department
11. Ms. Phanpimil Suwannatat
    Expert on Customs Legal Affairs and Procedures

12. Mr. Somsak Pungtamgerdpol
    Assistant Vice President, CAT Telecom Public Company Ltd.

＜５＞　　インドネシア

13. Mr. Djoko Tuhu Wibowo
    Assistant Deputy for Export Development,
    Coordinating Ministry for Economic Affairs
14. Mr. Imagawa Hiroshi （今川　博　様）
    JICA Chief Advisor on Trade-Related Administration,
    Coordinating Ministry for Economic Affairs
15. Mr. Budi Susilo
    CEO, Pt. EDI Indonesia
16. Mr. Muwasiq M. Noor
    Senior Vice President, Pt. EDI Indonesia

＜６＞　　フィリピン

17. Atty. Tom Tagra Jr.
    Legal Service, Bureau of Customs, Philippines
18. Mr. JJ Disini
    Assistant Professor, U.P. College of Law
19. Ms. Ma. Sheryl R. Santos
    Business Development Manager, InterCommerce Network Services Inc.
20. Ms. Celia G. Abendan
    Division Manager, Operations Department, MD Express Manila, Inc.

＜７＞　　ベトナム

21. Mr. Le Ngoc Cuong
    Head of Division, General Department of Vietnam Customs
22. Mr. Hiroki Sakurai （櫻井　広樹　様）
    JICA Chief Advisor, General Department of Customs
23. Mr. Otsu Mitsutaka （大津　光孝　様）
    Port and Logistics Management Advisor, Vietnam Maritime Admin.

＜８＞　　ラオス

24. Mr. Sompasong Amphaengphai
    Administration Officer, Customs Department

25. Ms. Sanya Khamsone
Customs Officer, International Cooperation Div. Customs Dept.

＜９＞　　カンボジア

26. Mr. Kun Nhem
Deputy Director General, General Dept. of Customs and Excise
27. Ph.D Pen Sam Ath
Deputy Director General of Customs and Excise

ご協力頂いた方：

〇岡本　雅紀　様　財務省関税局　関税国際交渉専門官
〇栗田　昇　様　Policy Advisor, JICA Expert in Royal Malaysian Customs
〇居初　康生　様　関税政策、税関行政 JICA Advisor, (Cambodia) General Department of Customs and Excise
〇小阪　好洋　様　Head, WCO Asia Pacific Office　Thai Customs Dept.
〇佐藤　雅俊　様　在タイ日本国大使館　参事官　UN/ESCAP 日本副代表
〇Ph.D. Yann L. Duval　Economic Affairs Officer, UN/ESCAP
〇Ms. Eva Chan　Chief Operating Officer, dJava Factory Sdn Bhs, Malaysia

調査事業実施者：　JASTPRO 日本貿易関係手続簡易化協会

〇渡邊　浩吉　シニア・アドバイザー　（調査・執筆）

（別添—1）　ASEAN 共通通関申告ＡＣＤＤ　４８パラメーター

ACDD 48 Parameters　　〈註〉訳あるいは解釈は仮のものです。

（使用される時は ASEAN に確認願います。）

1	Declaration :　Type and Customs Procedures	申告区分
2	Customs reference number	申告番号
3	Forms	フォーム
4	Date PEX/PIM	PEX/PIM 日付
5	Date of presenting the goods declaration to the customs	申告貨物の税関への提出日
6	Date of acceptance of the goods declaration by customs	申告貨物の税関による承認日
7	Exporter/Consignnor	輸出者／仕出人
8	Importer/Consignee	輸入者／仕向人
9	Transaction Reference	貿易形態
10	Identification of Derclarant/Representative	申告者/申告代理人の登録番号
11	Authentication Place & Date Signature and name of declarant/representative	認証場所、署名日、申告者/申告代理者氏名
12	Reference number common access	
13	Other information covering the liability of goods to specific requirements	貨物の取扱注意事項
14	Previous customs procedures	以前の税関手続
15	Customs value basis	税関の評価基準
16	added amount	値増金
17	deducted amount	減価分
18	duty/tax treatment applied	関税処理適用済記載欄
19	Security details	セキュリティー詳細
20	Transport document (Sea way bill, Airways bill)	運送書類(Sea way bill, Air way bill)
21	total packages	合計個数
22	Location of goods	貨物の蔵置場所
23	Identification of customs warehouses	税関上屋識別

24	Identification and nationality of transport + Ctr	運送手段の識別と国籍
25	Identification and nationality of transport crossing the border	越境輸送の識別と国籍
26	Mode of Transport	輸送手段
27	Place of loading and place of discharge	積地と揚地
28	Container transport indicator	コンテナ輸送の識別符号
29	Container identifier. Marks and No of packages No and type of package, description of goods	コンテナ識別符号、荷印、荷姿と個数、貨物摘要
30	Cargo Manifest Reference	貨物明細
31	Gross mass (Kg)	風袋込重量
32	Item number	項目番号
33	Commodity code and description (AHTN)	ASEAN 統一関税コード(AHTN)と名称
34	Supplimentally quantity	数量　補助明細
35	Country and/or region of exportation/whence consigned	輸出国あるいは輸出地域/仕出場所
36	Country Distin. code	仕向国コード
37	Country of Origin　　Country of Origin Code	原産国およびコード
38	Terms of Delivery	受け渡し条件
39	Payment currency	決済通貨
40	Exchange rate	為替レート
41	Nature of transportation	運送形態
42	Deffered payment of duty/tax/fee	関税/税金/料金の分割払い
43	Quota/Licenses	制限枠/ライセンス
44	Collection of duty and taxes	関税と税金の徴収
45	Intended customs offices and route	通関予定税関とルート
46	Customs office of Destination	仕向地の通関予定税関
47	Transfer during customs transit.	通関中の横持ち
48	Control measure/incidents during customs transit	通関中の管理手段/付随事項

ASEAN CUSTOMS DECLARATION DOCUMENT

1

Copy for the country of dispatch/export

1

8 Exporter/Consignor

1 DECLARATION

Type

Customs Procedures

6 Date of presenting the goods declaration to the Customs :

Place and date:

Stamp:

4 Forms

10 Transaction reference

5 Date PEX/PIM:

24 Total packages

3 Customs Reference number

9 Importer/Consignee

33 Container transport indicator

13 Reference number common access

11 Identification of Declarant/Representative

42 Country and/or region of exportation/ whence consigned

a b

45 Country destin. Code

a b

46 Country of origin

45 Country of destination

28 Identification and nationality of means of transport

28 Ctr.

47 Terms of delivery

29 Identification and nationality of means of transport crossing the border

48 Payment currency

49 Exchange rate

50 Nature of transaction

31 Mode of transport

35 Cargo Manifest Referen

32 Place of loading and Place of discharge

23 Transport document (Seaway Bill, Airways bill)

Type :

No :

51 Transfer during Customs Transit

26 Location of goods

34 Container identifier, marks and number of packages, number and type of packages and description of goods

37 Item No

38 Commodity code and description (AHTN)

46 Country origin Code

a b

36 Gross mass (kg)

17 Customs value basis

39 Supplementary quantity

53 Quota/Licenses

18 Added amount

19 Deducted amount

15 Other information covering the liability of goods to specific requirements

Code

16 Previous customs procedures

20 Duty/tax treatment applied

55 Collection of duty and taxes

Type	Assessable Value	Rate	Amount	MP
		Total:		

52 Deferred payment of duty/tax/fee

27 Identification of customs warehouses

Office of Departure

11. Principal

888 999 333

Signature:

62 Control Measure/Incidents during Customs Transit

59 Intended Customs Offices at route

Represented by

Place and date:

22 Security details

60 Customs Office of Destination

Code

7 Date of acceptance of the goods declaration by the Customs :

Result:

Seals affixed Number:

Identity:

Time limit (date):

Signature: Duly signed

12 Authentication

Place and date:

Signature and name of declarant/representative:

（別添―2）　ＮＳＷ導入状況に係る一部共通指標一覧

	NSW名称	稼働年	経緯	オペレーター
シンガポール	Trade Net	1989年 ～ 2007年	1989 年より稼働の Trade Net を 2007 年の改変で国際連携可能なNSWとした。	CrimsonLogic 社
マレーシア	myTRADeLINK	2009年 機能強化更改版 2012年	1993 年に KEDAI EDI Clearing Ctr として発足、2009 年に上記名称でNSWとなった。	Dagang Net 社
タイ	Thai NSW	2011年	2000 年 Customs EDI、2008 年に e-Logistics を稼働させ、2011 年にNSWとした。	税関
インドネシア	INSW	2010年	1996 年 Customs EDI 稼働、2010 年NSWに機能拡充して稼働開始した。	EDI Indonesia 社
フィリピン	PNSW	2009年	1996 年に国連の ASYCUDA 税関システムが稼働、2009 年に新たにNSWが稼働。	税関
ベトナム	VNACCS	2014年 （予定）	2005 年世銀無償で税関システム VCIS 稼働。日本の支援で 2014 年 VNACCS 予定。	税関
ブルネイ ラオス カンボジア ミャンマー	計画中			

資料目録

参照した資料の中で主たるものは下記の通り。

タイトル
日付
著者等
ＵＲＬ

＜アセアン　シングル・ウィンドウ全般＞

- Agreement to Establish and Implement the ASEAN Single Window
  December 9, 2005
  http://www.aseansec.org/18005.htm
- Protocol to Establish and Implement the ASEAN Single Window
  Decomber 20, 2006
  http://www.aseansec.org/documents/ASW%20Protocol-Signed.pdf
- Memorandum of Understanding on the Implementation of the ASEAN Single Window Pilot Project
  February 5, 2010
  http://www.customs.go.th/wps/wcm/connect/d69592d9-75e4-4c15-b1cf-c485e894cae6/N0310009.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=d69592d9-75e4-4c15-b1cf-c485e894cae6
- ASEAN Economic Community Blueprint
  November 2007
  http://www.aseansec.org/21083.pdf
- Master Plan on ASEAN Connectivity
  January 2011
  http://www.aseansec.org/documents/MPAC.pdf
- ASEAN Single Window
  September 17-18, 2009
  APEC Symposium in Taipei　Mr. Quang Anh Le　ASEAN Secretariat
  http://china.trade2cn.com/static/include/APEC/pdfs/6.ASEAN_Single_Window_Quang_ASEAN.pdf
- ASEAN Single Window
  April 6-8 2009
  Atty. Reynaldo S. Nicolas　Bureau of Customs, Philippines
  http://aimp.apec.org/Documents/2009/SCCP/SWWG-WKSP4/09_sccp_swwg_wksp4_015.pdf

- I.T. at the Leading Edge of the ASEAN Single Window
  April 23, 2008
  Mr. Alexander M. Arevalo, Bureau of Customs, Philippines
  http://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=1&sqi=2&ved=0CCAQFjAA&url=http%3A%2F%2Freport.nat.gov.tw%2FReportFront%2Freport_download.jspx%3FsysId%3DC09702099%26fileNo%3D006&ei=glSCUNbxCKLPmgXZ1ICoAw&usg=AFQjCNEses2TdqQJIM8vJ9r9RQNgiCAw2g&sig2=7A9DBdy82vkOMNxt_v8_mQ
- Ten Years of Single Window Implementation
  2011
  Mr. Jonathan Koh Tat Tsen, Director, CrimsonLogic, Singapore
  http://www.unece.org/fileadmin/DAM/trade/Trade_Facilitation_Forum/BkgrdDocs/TenYearsSingleWindow.pdf
- A Survey of Single Window Implementation
  2010-2011
  WCO
  http://www.wcoomd.org/files/1.%20Public%20files/PDFandDocuments/research/17_SW_Survey%20Analysis_Choi_EN.pdf

＜シンガポール＞

- Evolution of Singapore’s Single Window
  April 6-8, 2009
  http://www.wcoomd.org/files/6.SW_Files/SW%20Initiatives/APEC/APEC%20-%20Singapore%20Evolution%20of%20Single%20Window%20-%20April%202009.pdf
- edd blog online: Singapore Cocument Retention Policies
  November 2006
  http://eddblogonline.blogspot.jp/2006/11/singapore-document-retention-policies.html
- Single Window in Developing Countries
  May 24-25, 2012
  ESCAP-ECO Joint Trade Facilitation Forum
  http://www.unescap.org/tid/projects/swiran-s6koh.pdf

＜マレーシア＞

- Single Window Initiative in Malaysia

December 2007
Ms. Marianne Wong Mee Wan
http://www.unescap.org/tid/projects/tradedata_s4wong.pdf

- Electronic Exchange of ATIGA Form-D
  Towards a Single Window Trading Environment, Case of Malaysia' s NSW
  July 4, 2010
  UN/ESCAP UNNExT
  http://www.unescap.org/unnext/pub/brief4.pdf
- Laws of Malaysia Act562 Digital Signature Act 1997
  1997 年
  https://www.msctrustgate.com/pdf/DSR-1998.pdf

＜タイ＞

- Thailand National Single Window
  April 6-8 2009
  APEC Single Window Working Group
  http://www.wcoomd.org/files/6.SW_Files/SW%20Initiatives/APEC/APEC%20-%20Thailand%20National%20Single%20Window%20-%20April%202009.pdf
- ASEAN Single Window Initiative and Thailand' s Case Experience
  December 6-7, 2007
  UNESCAP High-level Expert Meeting
- http://www.unescap.org/tid/projects/poverty_s3somnuk.pdf
  Thailand' s National Single Window Development
  July 19-20, 2012
  Ph.D Somnuk Keretho IT Innovation Kasetsart University, Bangkok
  http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=2&sqi=2&ved=0CCkQFjAB&url=http%3A%2F%2Fwww.mindev.gov.gr%2Fwp-content%2Fuploads%2F2012%2F06%2FThailand-National-SW1.pptx&ei=bOSBUIuRAbHKmAWgu4HAAg&usg=AFQjCNH6euNSOxto6CWxqOLHbgWuSPgZig&sig2=OBfSABBcbTfcU6cWkzqF7A
- Single Window Data Harmonization in Thailand
  October 16, 2008
  Institute for IT Innovation, Kasetsart University Thailand
  http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=1&sqi=2&ved=0CCEQFjAA&url=http%3A%2F%2Fwww.thailandnsw.org%

2FNews%2F7_SW_Data_Harmonization_Thailand_Pitchaya_v1.0.ppt&ei=a9-BUNWVJ5HFmQXI_YDwCg&usg=AFQjCNHJSRKtozR_1eLbx__82JmMR48_zw&sig2=DfacUFLPvXlHvnZgVHxNaA

＜インドネシア＞

- Indonesia National Single Window
  April 6-8. 2009
  APEC Single Window Working Group
  http://aimp.apec.org/Documents/2009/SCCP/SWWG-WKSP4/09_sccp_swwg_wksp4_016.pdf
- Indonesian Experience in Developing INSW
  November 25, 2009Preparation Team
  http://www.unescap.org/tid/projects/tfforum_s1_irawady.pdf
- Digital Signature’s Legal Position in Electronic Commerce (Indonesia’s Evidence law Perspective)
  2012
  International Conference on Economics Marketing and Management
  http://www.ipedr.com/vol28/36-ICEMM2012-G00001.pdf
- asialaw - The law on electronic transactions and information
  July 2008
  Mr. Harun Reksodiputro
  http://www.asialaw.com/Article/2004303/Channel/17441/The-law-on-electronic-transactions-and-information-a-general-outline.html
- Status and Chellenges of Trade Facilitation and Supply Chain efficiency improvements in Indonesia
  October 4-5 2011
  Mr. Edy Putra Irawady, Deputy Minister for Industry and Trade Affairs
  http://www.unescap.org/tid/projects/tfforum11_c2_edy.pdf

＜フィリピン＞

- Executive Order No.482 Creating the National Single Window Task Force for Cargo Clearance
  December 27, 2005
  The President of the Philippines

http://www.coa.gov.ph/COA_Issuances/Attachments/2006/M2006-014_E0482.pdf

- THE ELECTRONIC COMMERCE ACT (R.A. 8792)
  Aug 8, 2001
  http://ustlawreview.com/pdf/vol.L/Articles/The_Electronic_Commerce_Act_RA_8792.pdf
- The Philippine E-Commerce Law
  May 02 2002
  Dr. Emmanuel C. Lallama
- http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/apcity/unpan002704.pdf
- InterCommerce' Briefing on the BOC E2M Automated Export Declaration System (AEDS)
  May 2012
  Intercommerce
  http://www.intercommerce.com.ph/Downloads/INS%20Briefing%20BOC%20E2M%20AEDS.pdf
- PKI and CA Implementation in the Public and Private Sectors
  Ms. Maria Loourdes A. Yaptinchay
  http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=1&ved=0CCEQFjAA&url=http%3A%2F%2Fwww.pcs-it.org%2Findex.php%2Fdownloads%2Fcategory%2F4-afp-summit-on-cyber-security.html%3Fdownload%3D32%253Apki-and-ca-implementation-in-the-public-and-private-sector&ei=BkOCULuTOqiLmwXEv4DIDQ&usg=AFQjCNF4GcNQYfJa8HhmdyFJXGvuuxY9ww&sig2=Pexgw-zeydw_x6SKxSk-Gg
- The Philippines National Single Window on Regional Implementation
  Oct 21 2010
  NSW Admin
  https://www.nsw.gov.ph/articles/99
- Port Calls
  Mar.22, 2010: Customs launches National Single Window
  Oct. 4, 2011: Ongoing e2m system Review
  Oct.25, 2011: PH National Single Window Phase 2 seen by yearend
  Nov. 4, 2011: Recent Updates: e2m, NSW and Regional PC Market Sales
  May 15, 2012: Mandatory adoption of PH automated export system Scheduled in June

http://www.portcalls.com/

＜ベトナム＞

- Law on E-transactions
  March 1, 2006
  National Assembly Law No.51/2005/QH11
  http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/English/legaldocuments/Policies?categoryId=886&articleId=10001393
- Prime Minister’s Decision No.149/2005/QD-TTg
  June 20 2005
  http://www.dncustoms.gov.vn/web_english/english/nghi_dinh/149_QD_TTg_20_06_2005.htm
- Vietnam Customs Reform
  August 16-17, 2005
  http://www.unescap.org/tid/projects/tfac_duc.pdf
- Japan to Grant Vietnam $33M to Develop E-Customs
  http://www.ngocentre.org.vn/news/japan-grant-vietnam-33m-develop-e-customs
- Talk Vietnam
  April 9, 2012
  GDC and JICA signed a deal for technical assistance

http://talkvietnam.com/2012/04/jica-backs-e-customs-development/

＜ラオス＞

- Guide to Import and Export (Lao PDR Trade Portal)
  June 2012
  http://laotradeportal.gov.la

＜カンボジア＞

- General Department of Customs and Excise of Cambodia - ASYCUDA
  October 26, 2010
  http://www.customs.gov.kh/asycuda.html
  Status and Challenges of Single Window and Paperless Trade Implementation in Cambodia
  Dr. Kun Nhem, Deputy Director General of Customs
  http://www.unescap.org/tid/projects/tfforum10_cam.pdf